

ハンセン病事実検証調査事業 第4回検証会議

02.12.9(月)

【加納(事務局)】 それでは、お時間を少し過ぎておりますが、第4回の検証会議を始めさせていただきたいと思います。

本日は、退所者の方からの聞き取りをまず初めにさせていただきたいと思います。聞き取りに続きまして、前回、第3回の検証会議で確定いたしました検討課題の分担報告をさせていただきたいと思います。そして、分担に関連いたしまして、検討委員の補充についてのお話をさせていただきまして、さらに資料の開示についてのお話をさせていただきたいと思います。最後に今後のスケジュールについて報告させていただきたいと思います。

それでは、聞き取りを開始させていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

【金平座長】 大変お待たせいたしました。それでは、第4回ハンセン病の検証会議を開会いたします。

その会に入ります前に、第3回の検証会議は、11月26日と27日、大島青松園に参りました。ここで会議を開かせていただきました。検証会議のメンバー11名、検討会のメンバーが5名、出席いたしました。園の方からも聞き取りをさせていただきまして、大変有意義な会となったと思います。ご出席でなかった方もございますので、ご報告だけしておきます。

それでは、早速、本日の議事に入りたいと思いますが、本日は、まず今、事務局から申しましたように、退所なさいました方々からの聞き取りを最初に行いたいと思います。きょうはお3人の方においでいただいております。

まず、お3人のお名前を申し上げますが、A様、多摩全生園の退所者の方でございます。それから、B様、長島愛生園の退所者の方でございます。それから、もうお一方は、沖縄愛楽園の退所者の方(C様)でございます。お3人ともお忙しい中をお越しいただきまして、どうもありがとうございました。お1人ずつ、約30分ぐらいずつ、まず、お話は5分でも10分でも構いませんけれども、その後、委員のほうからいろいろとお話を承る、ご質問申し上げるかもしれませんので、それにお答えいただければと思っております。そういうことでよろしゅうございましょうか。ありがとうございます。

それで、大体お1人30分ぐらいでございますが、まずAさんからお願いしようと思って

おりますが、あの方はその間お待ちいただくということになります、それをご了解いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、まず、Aさん、きょうは大変ありがとうございます。早速、お話をお願いしたいと思います。

【Aさん】 私は、Aと申します。65歳です。1955年の11月、17歳のときに長崎県から熊本県にある菊池恵楓園に收容されました。その後、4回転園して1973年3月に多摩全生園から退所しました。約17年くらい收容されていたことになります。

なお、退所は帰省の形で出ました。軽快退所は基準が厳しいから無理だと医師から言われていました。退所まで17年という長い年月がかかったのは、最初の基本治療のせいだと思っています。プロミン以外の試験薬を注射され、病気を急に悪くしました。まゆは落ち、目が悪くなるまでモルモットにされていたのです。眼科のD先生がプロミン治療をするように交渉してくださらなかったら、取り返しのつかないくらい病状を悪化させていたと思います。D先生のおかげで私の場合は運よく17年の收容で済みました。

私は退所後すぐ結婚しました。相手の人も元ハンセン病患者でしたが、症状が非常に軽かったので、私より5年早く退所して看護学校に通っていました。それで、彼女は看護婦の資格を持っていました。後遺症のある私との結婚に彼女の母や兄は猛反対でした。彼女の母や兄も実は療養所の入所者だったんですが、ハンセン病元患者の社会での苦勞をよく知っているだけに強く反対したのです。また、健常者であった私の父も「悩み事が1つ増えた」と言っただけで、「おめでとう」の言葉はありませんでした。あまり祝福されない寂しい結婚でした。

結婚後は東海地方で暮らしました。女房のほうは大きな総合病院にすんなり就職が決まりましたが、私のほうは大変でした。最初に面接した会社は5分くらい話をしただけで不採用でした。年金や健康保険の話をされてもさっぱりわからず、税金も払ったことがないと答えたら、それで終わりでした。刑務所から出所したばかりの人間のように思われたようです。療養所にいたとはとても話せませんでした。らい予防法があるので療養所に連絡されると收容されると思ったのです。

それから、17年間のブランクをどのようにうそをつこうかと考えました。17年間いろいろなところで遊び歩きながらアルバイト程度しかやらなかったのも、税金も年金も払わなかったことにしました。アルバイトくらいの仕事なら、うそもつきやすかったからです。しかし、うそをつくのはやはり後ろめたいし、いつばれるかとビクビクしどおでした。それ

に、このような経歴を話して満足な就職ができるわけがありません。私は邑久高校を卒業していますが、過去の経歴がばれるのを恐れて履歴書には中学卒としか書きませんでした。それで、結局、肉体労働の単純作業しか就職先はなかったのです。

2番目の仕事は家具の運搬でした。しかし、手足から足が出ないのでよく手を滑らし、家具を壊しそうになり、それで1カ月でやめています。3番目の仕事は建材屋でした。手足の知覚麻痺でよく傷をつくり、あるとき、手から血が流れているのも気づかずに品物を血で汚してしまい、注意されました。やはりこのままでは続けられない。病気もばれてしまうと悪い、半月でやめました。

4番目は、従業員が10名くらいの町工場でした。自動車の部品をプレス機械でつくる仕事でした。面接のとき、社長が私の顔を見て変な顔をしたので、不採用だなあと考えていました。「母ちゃんは何をしているの?」と社長に聞かれて、「病院の看護婦です」と答えました。すると、社長は意外な顔をして「明日から仕事に来なさい」と言いました。女房の勤めている総合病院のおかげで採用されたのでした。生まれて初めての仕事でしたので、他の従業員の半分もできません。1カ月ぐらいは毎日必死でやりました。少しなれましたが、惨めな気持ちはしばらく続きました。

朝の「おはようございます」と帰りの「失礼します」以外はほとんど他の人と話をしない日が続きました。過去の話が聞かれないので、他の人の話は聞くけど、私自身の話はしないようにしていたのです。それでも、他の従業員の話を知っていると、プロ野球、競馬、芸能人といったようなことがほとんどでしたから、私は早速スポーツ新聞を読み、仲間入りしようと努力はしてみました。しかし、酒は飲まない、たばこも吸わない、自分の過去はしない、変なやつだと思われていたようです。いじめられることはなかったけど、仲間には入れてくれませんでした。

そんなある日、工場の前の広場で野球をやることになり、私にも声がかかりました。草野球ではだれもやりたがらないキャッチャーをやれと言われました。ところが、私のプレーを見て、会社の人たちはびっくりしました。仕事は他人の半分くらいしかできない、あの劣等生みたいなやつがこんなに野球ができるとは思わなかったのです。実は野球は子供のころから一番得意なスポーツで、収容される前の高校2年まで硬式野球をやっていて、これだけは他の人に負けない自信を持っていました。こうして野球のおかげで私は何とか会社を首にならず、仲間に入れてもらえ、30年近く働かせてもらえたのです。

らい予防法が廃止されるまでは、一般の病院に行くのが怖かったです。それで、手足に傷

をつくっても、薬屋で外科材料を買い、自分で治療していました。風邪や腹イタなども薬屋のもので済ませていました。会社で渡された健康保険証は持っていましたが、医者の前に行くのが怖いからほとんど使用しませんでした。会社の社長が不思議そうな顔をして、「君は病院にほとんど行ってないね。病気はしないの？」と聞いたことがあったほどです。私はハンセン病の療養所には行っているとも言えず、黙っていました。定期的に多摩全生園の外来に通っていたのですが、東海地方から通院するのはやはり大変で、その都度、会社に適当なうそをついて休まなければなりませんでした。ようやく今年の熊本判決後気持ちが楽になり、一般の病院に行くことができるようになりました。今年の春のことですが、皮膚科の病院に行ったとき、医者が私の顔を見て不思議そうに、「その顔はどうしたの？」と聞きました。私はとっさに「子供のころからこんな顔だ」とぶっきらぼうな口調で答えていました。長年の習慣で病歴を正直に話せなかったのです。しかし、医者は患者を怒らせてしまったと思ったのか黙ってしまい、気まずい思いをしました。

このように私は退所して30年たっても、精神的な社会復帰はできていません。心の許し合える友人は療養所にしかおりません。しかし、今の私は退所者の会に出席するのがとても楽しいです。東日本退所者の会に入り1年くらいになりますが、心の許し合える一生の友人が退所者の会につくれそうな気がしています。

以上です。

【金平座長】 どうもありがとうございました。

それでは、皆様方のほうからAさんに伺いたいこと、どうぞお話しくださいませ。

【鮎京委員】 検証会議委員の鮎京です。

今、東日本退所者の会に入って初めて心を許し合える友達ができたとおっしゃっていたけれども、それまでは退所者の仲間というか、そういう人がどこに住んでいるとか、そういうことは全くわからない状態だったんですか。

【Aさん】 退所をすると、かえってみんなひた隠しにして生活しているので、訪ねていくということはほとんどないし、電話をかけるにもちょっと気を遣いながらかけるような状態で、むしろ、僕は療養所の中にいる人とのほうが話もしやすいし、最近です、ほんとうに退所者の人とほんとうに心が打ち解け合って話ができるのはですね。それまでは30年間、外の健常者の人とはだれ一人友達をつくらなかった。

【鮎京委員】 ありがとうございました。

【神委員】 検証会議の神です。

端的に伺います。第3回の検証会議を先般、大島青松園でやったんですが、その中で公開の席で証言をなさった方の言葉がえらく私の気持ちをとらえているんです。と申しますのは、ハンセン病問題を全面解決するためにどうしても避けて通れない問題は、ハンセン病に対する一般社会の偏見と差別をいかに解消するかという問題だと思います。全療協の運動の大きな柱の1つとして、そういう問題を掲げているんですが、しかし、見方を変えると、かつてハンセン病であった者の家族、あるいは社会復帰者はあまり目立つような行動をして偏見と差別の運動を展開してもらえば、かえって我々の住む世界が狭くなる。あまり目立つような運動をしてほしくないんだ。

例えばテレビの画面でハンセン病問題が映ったら、すぐスイッチを切ってしまう。習性的にそういうふうに萎縮した形で社会で、社会復帰しているといっても、潜入をしている状況に近い、あるいは逃亡者のような暮らしを強いられているというお話もありまして、これから私どもは全療協組織を挙げて、一般市民に積極的に呼びかけて交流をして、真にハンセン病問題を認識、理解してもらわなくてはならないと思っているんですが、そこであなたに伺いたいんですが、皆さんが私どもにおっしゃる、あまり目立つようなハンセン病に対する偏見解消のための行動をしてほしくないという思いが一方であって、自分自身悩んでいるんだというご発言がございました。あなたの場合、30年間一般社会で厳しい暮らしをなさっているんですが、その中で、なおかつ精神的には社会復帰できていないとおっしゃいましたけれども、今、私が申し上げたことに対して、あなたはあなたの立場から、全療協の者たちがこれから積極的に市民と交流をしながら、その中で真の認識を得てもらわなくてはならないという行動に積極的に取り組もうとしているんですが、そのことに率直に、何かご意見があれば明らかにしていただきたいと思います。

【Aさん】 私も正直に言いますと、裁判はちょっと、どっちかという日見主義といえますか、あまり、テレビにそういう問題が出たらパッと消すほうだったんです。けど、退所者の会に入っているいろいろな人の話を聞いているうちに、ああ、自分の考えは間違えだなというのがあれして、最近やっとハンセン病に関するいろいろな本を買い込んで読むようになったんです。それで、やっぱり自分たちが積極的に出ていけないといかんあという気持ちに今はなっています。

【金平座長】 それでよろしゅうございますか。このごろは積極的に、本を読んでいらっしゃると。

【Aさん】 はい。もうほとんど今まで読まなかったのが、かなりたくさん読むようにな

りました。

【金平座長】　　そうですか。

ほかにございますか。じゃあ、光石委員。

【光石委員】　　1点目は、17歳で入所されてから4回移られたその経緯を簡単に、原因も含めて。それからもう一つは、プロミン以外の試験薬の注射については、大体の年次とか、あるいは薬剤名とか何か、おわりの範囲で、もう少しお話しただけるとありがたいと思います。

【Aさん】　　4回、療養所をかわったのは、岡山に邑久高等学校というのがあったので、最初、熊本から岡山にかわりました。それから、また一度熊本に戻ってきたんですけども、東北新生園というところにちょうど友達が、一緒に社会復帰しようという考えがある人がいたので、彼とあれして東北に移りました。だけど、東北でも、私の場合は軽快退所のあれがすぐとれないんですね、病気がL型だったものだから。そこでも先生方、「退所したい気持ちわかるけれども、そういう軽快退所の形をとってもなかなか下りないよ」という感じで、それと、僕は南の生まれだったものだから、東北の気候にちょっとついていけないから、また熊本に帰してくれって帰ったんです。その後、もう一度、長島愛生園に、そこで聖書の勉強をするところがあった。聖書学舎という、そこに入ろうかと思って移ったんですけども、その後、やっぱり外に出ていかないかんとなって、彼女のほうが東京で看護学校に行っていたし、離れ離れにいるよりは東京がいいだろうというのでまた多摩全生園へ移った。

それまでは僕はほとんど偽名を使っていました。園の名前ですね。東京へ移ってからは、ほんとうに外に出ていかなきゃいかんという気持ちになったから、自分が生まれたときにもらったAという本名を使って、それから外へ出ていくという意欲が強くなって、それでも治療は一生懸命やったんですけども、なかなか軽快退所のあれがとれなくて、ケースワーカーに相談したところ、ケースワーカーが、「そうだねえ、もう年からすると、今じゃないと出るチャンスなくすからね」となって、どうしたらいいかねとなった。じゃあ、長期帰省の形をとったらって、ケースワーカーがアドバイスしてくださったので、そのことを主治医の先生に話したら、毎月診察に来るならいいよとなった。それで、私は形を軽快退所じゃなくて帰省の形で、月1回診察に来るということで、絶えず多摩には行きました。ただ、外の病院は怖くて行けなかったんです。

もう一つ、プロミン以外の治療ですが、これは薬の名前はわからないんですけども、もう1954年ごろはプロミンが特効薬というので、僕が長崎大学から熊本の療養所に入れら

れるときも、長崎大学の先生が、「今、プロミンといういい薬があるからすぐ治って帰れるよ」とおっしゃったので、当然、僕はそのプロミンという注射をやってもらっているものだと思ったけれども、それが全然違う薬で、新患の人に何か先生方がいろいろな薬を試験的にやっているんですね。今みたいなインフォームド・コンセント、そんなのはほど遠い、患者に一方的にあれするだけで、僕たちのほうのあれはほとんど聞いてくれないような状態で、自分は何やられているかもわからんような状態で治療していたんです。せっかくあったまゆ毛も落ちる、あちこち悪くなる。急激に悪くなったんですね。

それで、そのとき、その主治医の先生とけんかもしたんです。僕は長崎から熊本に来るのに、モルモットになりに来たんじゃないよと言って、先生、随分怒ってね。婦長さんが間に入らなかったら、ちょっと変な状態になってたぐらいだったんですけどね。それから、もう目はおかしいし、眼科の先生、D先生が間に入ってくださって、プロミンを打つように交渉して下さったんです。それが手おくれになっていたら、ほんとうに僕の場合には手の施しようがないくらいまで急激に悪くして、とても社会復帰どころか目も見えないような状態になったろうと思います。だから、D先生のおかげで社会復帰できたんだと思いますね。まあ、その後もいろいろな先生のおかげですけどね。僕の一番最初の恩人はD先生でした。

どういう治療をしたのかというのは、僕は、当時、そんな詳しく説明してくれないですね。わからないです。ただ、あのころ、その以前もだけれども、いろいろな薬を使ってかなりひどい目に遭った人たちも多かったですね。だから、僕がさっき言ったように、先生に向かって「僕はモルモットになりには熊本まで来たんじゃないよ」って言って、まだあのころ若かったですから言ってしまったんですけどね。

【光石委員】 最初にプロミンを使ったのって……。

【Aさん】 使わなかったんです。

【光石委員】 何年に初めてプロミンを使ったんですか。

【Aさん】 プロミンはそれから3カ月か4カ月ぐらいたってからです。プロミンを打ったら、急によくなった。第一、目が最初よくなった。だから、最初のスタートがまずかったんですね。最初のスタートのときにプロミンを打ってくれていたら、まゆ毛も落とさんと済むし、目も悪くしなくても。まあ、全体的に、もっと早く外に出れたんじゃないかと思っ

【藤森委員】 先ほどの神さんのお話……。

【金平座長】 お名前をおっしゃってください。

【藤森委員】 ごめんなさい。検証会議の藤森と申します。

先ほど1年ぐらい前までは、テレビとかそういうメディアでハンセン病のことが取り上げられている場合には、パッと切っちゃうほうだったとおっしゃいました。その切っちゃうという理由、心、お気持ちなんですけれども、例えば報じている内容が違うぞということなのか……。

【Aさん】 そんなんじゃないくて、ハンセン病って、その言葉だけでビクッとするような生活だったですから。

【藤森委員】 もうちょっとそのところを教えてくださいませんか、お気持ち。つまり、そのことが一番自分の隠しておきたいことに触れて……。

【Aさん】 そうです。だから、僕、最初、東海地方に行ったとき、愛知県は藤楓協会、随分お金持ちなのがわかったのは、どこのうちからもお金を集めるんですけれども、町内会は。最初、後々に入ったとき、町内会の組長が来て僕の顔を見ながら「君、らい病を知ってるか」って聞いたんです。僕もとぼけて「ああ」と言ったらハンセン病の話が始まって、長島愛生園の話が始まって、しばらくその話をほんとうに苦しい思いで聞きながら、それで、結局、どうするんですかと言ったら、救らいの日の募金集めだから協力してくれ。それを早く言ってくれたら、パッと済ませて終わりたかったんですけどね。

その後も、そんなチョッチョツとしたことがたくさんありました。例えば最初の家具屋に入ったときに、社長が大きな声で「長島のほうはどうだった」と聞いているんです。私は長島と言われた途端に、長島愛生園のことを聞かれているのかと思ってハッとしたんですけれども、三重県と愛知県のちょうど境あたりの木曾川の川口のほうに長島という地域があるんですけれども、その辺はどうだったのと営業の人に聞いているのを、僕は長島と聞いた途端に愛生園だと思ってドキンとするようなことね、そんなことがありましたから、テレビや新聞で出ているとドキンとして怖かったですね。

だから、藤井善さんって、長島愛生園におられたお坊さんが本を出されたときに、僕は図書館でそれを見て、借りるときもドキドキしながら借りた。とても読みたいんだけど、病気がばれるのと違うかなと思うような気持ちで。だから、さっき、神さんがおっしゃったあれも、ほんとうのことを言うと、裁判、判決は聞きたいんだけど、それが出てくるのをジッと見ているのがね。ほんとうに僕は いや、これは僕の考えが間違いだと思うようになったのは、退所者の会に入ってからです、いろいろな人の話を聞いて。

【藤森委員】 もう一つだけいいですか。プレスの自動車部品ですか、30年やってこら

れて、最初は半人前だったとおっしゃいました。現在はどのようなお立場ですか。

【Aさん】　ほとんど二、三年たったら、もう大体みんなと同じようにやれるようになった。それで、さっき言ったように、私は野球が上手やったものだから、それで多少引きとめることもあったんだろうと思うんですけども、1つだけ人に負けないというあれがあったものだから、みんなも認めてくれるようになった。それで30年もったんだと。あのままそういうのもできなかつたら、多分、1年もたずに会社のほうから首だと言われたらと思ういます。

【藤森委員】　今、例えば班長さんとか、そういうお立場ですか。

【Aさん】　いや、今はもう仕事していません。

【藤森委員】　わかりました。プレスは何年ぐらいやっていたんですか。

【Aさん】　30年近くですね。二十六、七年かちょっと先。もっとかな。ほとんど単純作業で、そんなに位が上がっていくとか、そんなあれはないです。ただ、量をたくさんやれたら給料がちょっと増えるくらい。

【金平座長】　　劔委員。

【劔委員】　　検証会議の劔雄二です。

先ほどモルモットにされたという発言がありましたけれども、それに対して眼科の先生の名前を挙げて、その先生のおかげでプロミンを打てることになったんだと、こういうふうにおっしゃいましたけれども、モルモットに、そのような治療をしていた先生の名前、さっき、おっしゃいましたでしょうか。私、聞き損なったような気がするんです。

【Aさん】　それは言っていない。

【劔委員】　言っていない。どうぞおっしゃってください。

【Aさん】　それはちょっとまずいです。

【劔委員】　いや、いいんじゃないですか。

【Aさん】　それは答えません。

【劔委員】　こういうのはやはりはっきりと問題を明らかにしていかなきゃならないというのが検証会議の任務だし、個人を責めるということじゃなくて、そういうことが行われていたという事実を知っておく必要があるということで、それにはだれがやったかというのはやはり立証しなきゃならない。いずれあなたが話をしなくても、その問題は追及されるかもしれないと思いますが、いずれにしても思っていることはやはりきちんと言ったほうがいいんじゃないかと思うので……。

【Aさん】 その先生が現在生きておられるならいいけれども、亡くなっているしね。

【弐委員】 今、生きておられる？

【Aさん】 いや、もう亡くなった。もう随分昔ですからね。約50年ぐらい昔。

【弐委員】 熊本でしたっけ。

【Aさん】 熊本です。その当時、熊本は私1人じゃなくて何人かいます。あの時分、何かセファランチンという薬で随分ひどい目に遭った人もたくさんいるし、だから、最初に僕に「おまえもモルモットになったな」と言うたのは、宿舎に帰ってきたときに寮の人が言ったんです。僕も「うーん」となって、それで、まだ若かったから、その主治医の先生のところに行って、さっき言ったように「僕はモルモットになるために長崎県から来たんじゃないよ」と言って、けんかになったんですよ。ほんとに婦長が間に入らなかったら、かなり気まぐずになっていたですね。その後、僕、もっとはっきり申しますと、最初のスタートが悪かったせいか、基本治療の先生には随分不信感がありましたね。

だから、長島愛生園に行っても、基本治療の先生となぜかよくけんかしたんです。ひどい先生になると、いろいろこっちが質問して、先生がちょっとまずいなというか、気にさわるようなことを言うと、いきなり「おまえみたいな不良患者は……」って言われたんですね。それとか、「この薬はものすごい高い薬だ」。それで、まあ、あと言いたくないけど、かなりひどいことも言われました。ほんとうに基本科の先生を信頼したのは、多摩全生園に来てからですね。あとは、大抵なぜか基本治療科の先生とはよくぶつかりました。結局、スタートがそんなスタートをしたものだから、絶えず基本科の先生になる人、この薬やっても大丈夫なのかなとか、不信感がありました。

【弐委員】 そういう中で、今思い出しても一番嫌だったという経験、もしありましたら聞かせていただきたいんですが。

【Aさん】 お医者さんに対してですか。

【弐委員】 ええ、医者との関係で。

【Aさん】 一番最初の先生ですよ。

【弐委員】 それ以外。

【Aさん】 それ以外は、愛生園でもありましたね。とにかくけんかをするといったら、ほとんど基本科の先生でした。結局、いろいろこちらは知りたいから聞くと、先生がちょっと気にさわるようなことを言うと、頭からパンツとやるんです。「おまえみたいな不良患者は」という感じ。

【筈委員】 クランケだからばかにする、患者だからばかにするという姿勢でしたか。

【Aさん】 それはそうですね。もうひどい先生になると、ちょっと僕らが「アレルギーが出た」とか何か言うと、「おまえ、難しい言葉を知ってるじゃないか」とか、それから、これはドイツ製のええ薬でな……」、見たら、メイド・イン・ジャパンと書いてあるんですよ。もうほんとね、頭から患者をばかにしたような話し方なんです。

【筈委員】 はい。ありがとうございました。

【金平座長】 どうもありがとうございました。

それでは、和泉委員。

【和泉委員】 和泉ですけれども、今言われたプロミン以外のテスト薬というのはセファランチンのことと考えていいですか。もっとほかにもありますか。

【Aさん】 いろいろやってみたけど、ちょっと記憶が正確じゃないけど、ファチドマイシンとかも何かやりましたね。

【和泉委員】 セファランチンをやったのは確かですか。

【Aさん】 それはわからないんですよ。先生がしっかり僕に教えてくれなくて、ただ、最初はそれがプロミンという注射だと思った感じでやっていたんですからね。

【和泉委員】 セファランチンの問題にこだわったのは、専門家でない方がいらっしやるので、あえて言いますと、この薬は結核の薬として療養所で使われた、戦後に使われた新薬なんですね。これは非常にたくさんの犠牲者が出ていまして、比較的若くて軽症の人に使ったんですけれども、そのために病気を悪くして亡くなった人というのは非常にたくさんいまして、この人たちの証言、今はとれないんですね。辛うじて生き残った人たちの中で、非常に障害がひどくなって、全盲になった人もいますし、手足が悪くなった人もたくさんいまして、そういうことでセファランチンという薬は非常に悪い薬だというのは患者さんのほうはよく知っていたんですけれども、これに関して学会の報告というのもたくさんありまして、それを、僕、セファランチンの問題、こだわって調べたことがあるんですけれども、どれ1つとして患者が悪くなったという報告はないんですよ。

どういうことかということ、悪くなった報告は全部捨てて、多少でも効果があった、あるいはほとんど変わらなかったという人の報告だけをして、セファランチンの報告になっているわけです。そういう意味では、戦後、療養所において、今、モルモットと言われましたけれども、まさにモルモットとして患者さんを使って、それで犠牲が出たということが学術的なのか、論文上明らかになっていないという非常に犯罪的な行為なんですね。ですから、

セファランチンの犠牲になられたというのは、辛うじてD先生がプロミンに切りかえたために、その程度で済んだと言われるのはまさにそのとおりだなと。専門家としては非常に申しわけないと思っています。私たちの時代、もちろんセファランチンなんか使ったことはないんですけども、重要なことは、そういうのがほんとうに悪くなったという学術的な報告がないままにいつの間にか使われなくなってしまって、薬害が隠されているという、少なくともハンセン病の療養所においてはそうだったということです。この事実なんかは非常にはつきりしてしまっていて、聞いておられる方、同業の方もいらっしゃると思うんですけども、セファランチンの問題というのは、これから先もやはり、日本の隔離政策の中の犯罪行為としては重要なものだったと思っています。

【金平座長】 どうもありがとうございました。

それでは、大体予定の時間になりそうなのですが、私、1つだけ伺ってよろしいですか。お話を伺っていると、東日本退所者の会にお入りになってから、Aさんが随分いろいろとお考え方も変わったと。実際の行動もお変わりになったように、私、伺いましたけれども、これにお入りになるきっかけは何だったんですか。

【Aさん】 裁判ですね。裁判から随分気持ちが変わったんですね。それと、退所者の会でいろいろな人の話を聞いていて、自分は何と狭いところに1人であれして逃げ隠れしていたのかなという気持ちになったんです。

【金平座長】 そういうご自分の気持ちに気づかれたということも、裁判と、それと退所者の会にお入りになって、ということでもよろしゅうございますね。

【Aさん】 はい。

【金平座長】 そうですか。どうもありがとうございました。また何かあるかもしれませんけれども、一応、時間なので次に移らせていただいてよろしいでしょうか。

【Aさん】 はい。

【金平座長】 また最後、何かあるかもしれません。そのまま一緒に後の分も聞いていただけますか、Aさん。

【Aさん】 はい。

【金平座長】 ありがとうございました。

それでは、2番目にはBさん、お願いしてよろしいでしょうか。

【Bさん】 私は大阪に住む退所者です。長島愛生園を退所して37年になります。私は、昭和32年3月、6歳のときに愛生園に収容されました。小学校1年生に上がる直前でした。

母に連れられ、わけのわからないまま大阪の港から小さなポンポン船に乗せられ、ござを敷いただけの暗い船底で揺られていきました。私は旅行気分、途中でお茶の入れ物を買ってもらったのがうれしくて、うれしくて、大事に持っていきました。しかし、翌日、母は私1人を島に残し帰っていきました。私は、それまで大事に持っていたお茶の入れ物を投げ捨て、泣き叫びながら、そのオープン車が、それでその桟橋から帰っていく母を必死で追いかけてました。私は悲しくて悔しくて泣き続けました。それからの私はずっと泣いてばかりだったそうです。 患者の寮母さんが私の面倒を見てくれたのですが、さぞこの寮母さんを困らせただろうと思います。

療養所には私のように幼いときから親と引き離された子供がたくさんいました。寂しさと絶望感で気持ちがすさんでおり、年上の子が年下の子をいじめることもしょっちゅうでした。私の父は私より先に愛生園に収容されていました。しかし、療養所の中では親子と一緒に暮らすことはできませんでした。親のいない子に里心をつけてはいけないというわけかどうかはわかりませんが、私の父は私が入所した1年後に亡くなりました。母は父を失い、一人息子の私までも奪われたショックから、間もなく精神を病んで精神病院に入院しました。私は一度だけ母の病院に連れていってもらったことがあります。久しぶりの対面に私は「お母さん」と叫びました。だけど、母はポカンと天井を見上げて、なぜかたばこに見立てた線香を持っていました。母は我が子である私のことさえわからなくなっていたのです。私にとって親子の記憶はそんな悲しい場面しかありません。母は、その後間もなく亡くなりました。自殺なのか、病死なのか、亡くなった理由さえも教えてもらえません。私はとうとう天涯孤独の身となってしまったのです。

昭和40年、中学3年の夏に私は園を出ました。社会に出たくて出たくて仕方がなく、何度も園をお願いして退所することができたのです。しかし、退所してみると、療養所の中と社会とのギャップに戸惑うばかりでした。電車に乗ろうにも切符の買い方1つわかりませんでした。貨幣の価値もわからず、金銭感覚もありませんでした。小学校から中学時代という時期に、社会から切り離された生活をしてきた私にとって、学校や社会の中に溶け込むことはほんとうに大変なことでした。あまり何も知らないの、私は周りの人から変人、変わり者と言われ、ばかにされました。一人ぼっちの私はだれに相談することもできず、どんどん無口になっていきました。退所をする際、私を引き受けてくれた、以前住んでいた母の知人の家も、食べるにも困るくらいの貧しい家でしたから、私は厄介者でした。

だれも助けてくれず、だれにも相談することができず、私は1人で生きていくと心に決め、

中学校卒業と同時に母の知人の家を買って、働きながら定時制の高校に行きました。1人で悩みながら、この社会との溝を埋めるために必死の思いで頑張ってきました。私はこれまでだれにも自分の病気や経歴をひた隠しにしてきました。幼いころに療養所に収容された恐怖、医者や職員らのひどい差別的仕打ち、暗い療養所の雰囲気は私の心の中に、自分は人から嫌われる病気なんだという先入観を嫌というほど植えつけられていました。他の人に病気のことが知られたら、「あいつはらいや」ということになり、すべてを失ってしまうことが怖かったのです。病気がばれそうになるたび、私は肉体労働を中心に転職を何度も繰り返し、また、何度も転居を繰り返さなければなりませんでした。

私はこの35年間、どんなに体調が悪くても一度も自分から病院へ行ったことはありません。きつい肉体労働がたたって、本病も二度騒ぎました。けれど、病院に行くのは、自分の病気がばれて療養所に連れ戻される、偏見の目で見られるという恐怖心が先に立ち、病院に行くことはできませんでした。結局、仕事をやめ、家でじっと体を休めるしかありませんでした。たまたま薬がもらえると聞き、そこで薬をもらって何とかしのぎました。他の病気になっても、病気が発覚することが恐ろしくて、病院に行くこともできませんでした。

退所して社会の中で暮らしていても、私は心から気を許せる親しい友人を持つことはできませんでした。自分の過去を知られないように、深い関係になりたくないという思いが先に立ち、つらい過去をすべて忘れてしまいたいという思いもあり、愛生園時代の友人と連絡を取り合うようなこともありませんでした。小さいときに親から引き離され、人から愛情を受けたという感じはありません。だから、私自身も他人に対してどのように接していったらいいのか、どのように愛情を表現したらいいのかわからない。人からよく「おまえは冷たい」と言われ、私は戸惑うばかりでした。このような私も26歳のときに結婚を考え、駆け落ちをしたことがありました。ところが、半年後、先方が興信所を使って、私たちの居場所を突きとめ、結局、私の病気が理由で私たちは別れざるを得ませんでした。それ以降、私は二度と同じ思いを味わいたくないという気持ちから、ずっと1人で暮らしてきました。つらいときに慰め励まし合うパートナーがいない、1人きりの人生はほんとうに寂しくわびしいものです。

私が一番悔しいのは、隔離政策によって家族がばらばらになってしまったことです。私の父も家で治療ができていれば、母は精神を病んだり死ぬことはなかったはずですが、貧しかったかもしれませんが、親子と一緒に暮らすということはできたのでしょうか。私は、母は国に殺されたようなものだと考えています。隔離は私たちの心に深い傷を残しました。たとえ社

会に出ることができても、犯罪者のように後ろめたく、天涯孤独の寂しい人生を送ってきました。委員の皆様には、社会で暮らしていてもこのような被害を受けてきた人が大勢いるということをぜひご理解いただきたいと思います。そして、二度と私たちのような思いをする人が出ないように願っています。

以上です。

【金平座長】 Bさん、ありがとうございました。

それでは、Aさんのときと同じように、少し委員の方からご質問しますけれども、よろしゅうございますか。それでは、お願いいたします。

光石委員、どうぞ。

【光石委員】 大変なお話をほんとうにありがとうございました。

本当はもうしゃべりたくもないようなことをまたお聞きしなくちゃいけないんですが、例えば、長島愛生園で医師や職員からひどい差別的仕打ちを受けたという点ですが、もう少し具体的におっしゃっていただけますでしょうか。

【Bさん】 私、結構小さいときから入ってしまして、記憶的にはそんなに覚えてはいないんですが、周りの人、同じ患者同士、あるいは職員さん、まあ、職員さんといったら、大体白い服を着てやっている人、そういう人から言葉的な仕打ちいうかね、らいに対してすごく、まあ、あのころは仕方がなかったかもしれませんが、同じ患者同士でも、「もう二度と出られない。こんなことなら、怖い病気なんやから、おまえも手足が腐ってくるぞ」と。小さい自分はやっぱり、そういうことを聞かされると怖くて怖くて、人の話を聞くのも嫌なぐらいな状態でした。だから、職員さんに対しても、まあ、それぐらいの言葉ですけれども、そういう表現をした まあ、一部の人だと思っんですけれども、全部が全部、そういう人ばかりじゃないと思います。

【光石委員】 患者同士でそういうことを言われたりした。

【Bさん】 はい。それはありました。

【光石委員】 職員の方とか、あるいは医師の方から言われたことで。ご記憶の限りですね。

【Bさん】 だから、薄い記憶ですけれども、入った当時って結構覚えているんですね。初めはE先生が、診てもらったんですよ。それで、カルテをつくるのに大分知覚を、検査というんですか、そういうものをさせられ、「どこどこ学校何」書かれて、まあ、それは今やったら言えるんですけれども、カルテをつくるのに、そういう甚大に多少表現して、E先生

が言ったのか、だれが言ったのかはわかりませんが、我々も二度と出られないぞ、「二度と出られない」という言葉を聞きました。

【光石委員】 F先生かどうかはわからない。

【Bさん】 それはわかりません。

【光石委員】 それはお医者さんの方に言われた、こういうことですか。

【Bさん】 はい。

【金平座長】 じゃあ、佐藤委員、どうぞ。

【佐藤委員】 検討会の佐藤でございます。

お話をどうもありがとうございました。昭和32年から40年にかけて療養所のほうにおられたというわけで、小学校、中学校時代を過ごされたという話だったのでございますが、先ほどAさんのお話では、ケースワーカーの方が軽快退所が難しければ長期帰省という形をするというお勧め、お話があったんですが、Bさんの場合には、ご自分で出たいという気持ちが強くて、ご自分から訴えられたというふうな話だったと思うんですが、軽快退所、あるいは長期帰省という形で療養所を出る可能性もあるということは、当時、おられた方々の中では知られていたのをございましょうかということが1点。

それから、実際に軽快退所をされたわけでございますが、それは当時、療養所を振り返って見たときに、非常に自分は珍しかった、特殊なことであったのか、それはそれなりに淡々と受け入れられるような事柄であったのか、いかがでございましょうか。

【Bさん】 初めのご質問なんですけれども、中学3年ですか、ほんとうに出て数年なんですけれども、同じ同級生が何か知らんけど退院するんですよね、退所するんですよ。どんどん減って行って、ごく人数は限られていましたけれども、残っていくと私しかいないんですよ。何でみんなが出られるのに私が出られないんですかと。まず、初めに相談したのはその寮長さんですか、その人に一応相談したんですよ。聞いてみると、いや、よくなれば、無菌になれば出れるんだと。親がそこにおれば出れるんやということを聞いて、私はとにかく学校の先生にも、寮長さんにもプッシュしたんですよ。

そんなら、「いや、おまえは親もおらんし、どうすんねん」ということになったんですよ。どういうわけか、学校の先生か療友会の人がよくわかりませんが、私が以前住んでいたところへ何か、まあ、調べてもらったのかしれないけれども、そういうような引き受けの人を見つけていただいたんですよ。それで、光田反応ですか、何度も何度もやりました。跡になって残っていますけれども、それでとにかく無菌やという証明をすれば出しますよと

いうことで言ってくれたんですね。それがきっかけで出たんですわ。それで、結局、社会へ出る　まあ、若いですから、ものすごい社会に対して願望がありましたから。で、あのころテレビで青春物がありまして、何かすごく夢を持って、ありましたので、私も社会に出ればああいう感じ、ドラマいうのわからずね、社会はあんなものやと思って、安易な気持ちでやね、夢が膨らんで出たんですよ。

ところが、出たのはいいいんですけれども、園内の教育レベル、知識も何もかもすべてが、山奥から出てきたような感じですよ。だから、右も左もわからず、どうしたらいいんやろうと。実際、私は1人で出て、自分の住んでいる近くの家もわからず迷ったことがあるんですよ。そんな状態で、今考えたら、ようやっていけたなと思っています。それはもう並み大抵のものじゃなかったです。

【佐藤委員】　ありがとうございます。場所は、30年、40年といいますと、おそらくソーシャルワーカーという言葉もまだあまりなかったころかと思うんですが、外にお出になられて、例えば学業を続けられる、あるいはお仕事を続けられるというときに、どこか相談に行く窓口といいますか、そういうところはなかったんでしょうか。

【Bさん】　ほんとうに信じられないような話やけれども、私、6歳ですよ。6歳で、中学3年、普通に言えば、中学3年にもなれば、常識的なこと、当然、頭にあるんですよ。ところが、社会の教育でやってきた人間は、現実、これ、私、言いますけどね、教科書、ほんまにもう3分の1も行かないですよ、教育いうのは。それをとにかく1年たてば2学年の教科書、全部、おそらくみんな中学校を出た方々は、全部あの教科書をマスターするいうのなかったと思いますよ。そんな状態で社会に出て対応できる、無理ですよ。私ははっきり言って、長島愛生園から生まれた人間みたいなものですよ。だって、すべてのものが、映画にしたって何にしたって、5年、10年おくれの映画の上映なんですよ。私はそれを見て、小さいながら、社会も全然知らず、その中で受けた、「ああ、社会はこんなものや」と。それは確かに時代劇なんか、「変わってるわ。あんな感じじゃない」というのはわかりますよ。でも、社会にある程度の知識を持って出ないと。

それで、出たのはいいいけど、そのまま社会へ引き継ぐことがなかったと。私が定時制に行ったのは、これ、中学の先生が、まあ、3学期になったからどうすんねんと。高校いうことを言われたときに、ああ、行きたいですねと、ただ単にそれですよ。ところが、高校いっていろいろな分野がありますわね。どこに行きたいんやと。どこに行きたいって、高校の、その商業にしたって、機械にしたって、電機にしたって、普通科とか、そういうことが私わか

らなかったんですよ、恥ずかしいですけど。それで、機械分野、物をつくるのが好きや。そんなら機械高校に行ったらどうやということ、そこへ応募したんですよ。ほんとうに恥ずかしい話ですよ。これははっきり言って信じられないかもしれないけれども、私ね、この世間をこういうものやと実際わかったのは、ほんともう、こんなん言うのも恥ずかしいけれども、高校出てもまだわかっていなかったんですよ。だって、勉強と社会とのあれというのは違いますでしょう、仕組みがね。

だから、人がやっているのを見ながらとか、まねしながら、ああいうことをしたらええんやな、こういうふうにしたらええんやと。自分に変わり者とか、変人とか言われるのはそこなんですよ。だから、僕ははっきり言って、まあ、僕よりもっとひどい人おられますよ、園内の人。出た人もたくさんいます。でも、私の年齢で入って、出て、やってきたというのは意外と珍しいと思います。だから、僕、こうやって人前でこれ言うの、すごく恥ずかしいんですよ。でも、皆さんの何か役に立てばということで、出たんですけれどもね。

【金平座長】 ありがとうございます。

じゃあ、筈委員。

【筈委員】 筈雄二です。

先ほど愛生園に入所されるときの悲しみ、ほんとうにつらい思いを改めてさせてしまって申しわけないという思いがありますが、6歳で発病した。お母さんと一緒に愛生園、お母さんに送られて入ってきたんですよ。入ったんですね。

【Bさん】 正直言って、そばには母親がおったんですよ。ただ、周りに保健所の方がおられたかどうかいうのもわからないんです。ただ、私、大阪の府立大阪病院というところがあるんです。これ、一番古い思い出なんですけれども、そこで初めて母親と行って、そのときに私の体に何かできていましたから、らいやいうことをわかったんでしょうと、今やから初めてわかるんですよ。今回、こういうような機会があって、中に入って、今まで忘れとったんですよ。それがだんだん、だんだん、あの場面は夢やという感じにまで忘れかけとったんです。それを思い出したんです。だから、保健所が周りにおったかどうかは、小さ過ぎてちょっとわからないです。ただ、母親と行ったのは確かです。

【筈委員】 どうして入れられなきゃいけないのかというのは判断できなかった。なぜ入れられるのかと。

【Bさん】 それは全くわからず、初めて汽車に乗りましたからね、そのころ。初めて駅弁を買って、初めて駅弁のお茶を持ってということで、とにかく旅行気分の感じで。

【筈委員】 私も7歳で発病したので、まあ、いろんな思いがありますが、そうですか、6歳ではなかなかいろいろなことはわからなかった。何で入れられたのかというね。後でお母さんに聞いたことはないんですか。

【Bさん】 もちろん、行って翌日に母親と別れていますので、その後、母親と会うときには精神病院に行っていましたから。

【筈委員】 なるほど。はい、すみませんでした。

【金平座長】 じゃあ、和泉委員。

【和泉委員】 和泉ですけれども、Bさんの場合というのは、これ、私たちの目から見て非常に不幸というか、あってはならないことだという気がするんですね。1つは、大阪府の生まれですよ。それで、阪大にもハンセン病の専門の外来がありましたし、私は昭和42年から京大に關係して仕事をしていたんですけれども、その当時はしっかりハンセン病の専門外来というか、入院も含めてですけれども、京大でもずっとやっていたし、もう一つは、ですから、大阪府で発病したということを見ると、療養所に入る必要というのはほんとうはなかったの、阪大でも、京大でも来てくださったら、ハンセン病の治療はできたんですね。それで、ちょっと伺いたいのは、昭和32年に6歳で入って15歳で退所されていますね。この期間、ほぼ9年なんですけれども、愛生園でどんな治療を受けたんですか。

【Bさん】 僕の場合は幸いプロミンがありまして、毎日通う少年舎の下に治療所がありまして、そこでプロミンを受けました。プロミンだけ。

【和泉委員】 それで、昭和40年というのは、軽快退所と言われていきますから、そのときには病気は治っていたというふうに考えていいんですか。

【Bさん】 いや、一応、光田検査ですか、あれで出るときに何回かな、六、七回、反応を調べられましたですね、その出るときに。だから、私、正直言って、全く無知な者なんですよ。無知だったんですよ。療養所の中の組織そのものもよくわからなかったんです。そんな教育しか受けていないんですよ。

【和泉委員】 それで、光田反応が陽性だと言われましたよね。

【Bさん】 いや、陰性です。

【和泉委員】 いえ、ですけれども、傷が残っているとさっき言われたのと違いますか。

【Bさん】 ええ。だから、聞いたのは、菌が出ない あ、陽性かな。その辺がちょっと私もね、そういう医療的なことよくわからなくて、赤い斑点いうんですか、それがワーツと広がって、それは陽性なのか陰性なのか、その辺の表現がようわからないんですけれども、

どれがどういうふうにしていけば軽快退院できるのかというのもわからないんだけど、とりあえずその検査をしてからやということで、何回も検査をしました。こっちは外へ出れるというだけの気持ちしかなかったですから。

【和泉委員】　それで、専門家の目からはっきり言わせてもらおうと、光田反応が陽性であったというのは間違いはないですね。跡が残っているということと、注射したときに赤くなったということを見れば、これは明らかに光田反応が強陽性なんですね。強陽性であるということは、らい菌に対する抵抗力は十分あるわけですから、そういう人は社会に復帰しても再発する危険というのはほとんどないわけですよ。ですから、いろいろフォローアップをするにしても、阪大もありますし、京大もありましたから、しっかりそのことを退所するときに愛生園が教えておれば、一般病院にかかるのを恐怖を感じながら、どこにもかからないで過ごすなんていう必要は全くなかったんですね。

【Bさん】　先生から言いましたらそうかもしれませんけれども、私が出たときには一切何もなかったんです、そういうものは。

【和泉委員】　それで、光田先生がつくった瀬戸内集団会という集まりがありまして、毎年、瀬戸内3園で持ち回りでやっていますよね。あのときに京大も阪大も行ってたわけですから、愛生園の人たちというのは京大と阪大に専門医がいるというのは十分知っていたわけですよ、交流もあったわけです。そうであるにもかかわらず、退所する人に対して何かあったらここに相談しなさいというふうなガイダンスをしなかったというのは、私は犯罪的だと思うんです。これはBさんの責任というつもりは全然ないので、やっぱり退所したときには、それくらいのはしておかなきゃいけませんし、特に大阪生まれで、大阪に戻って大阪で仕事をされていたということになりますと、ある意味では一般病院のハンセン病治療に関しては最もいい条件の中にいながら、その情報が伝わっていないというのはひどい話ですよ。

【Bさん】　いや、私もこの退所者の会に入って初めて、京大で和泉先生がやられているんや、治療されているんやというのを聞かされたんです。それで、この訴訟が起きる前までは、私ははっきり言って、この病名そのものを自分からは言わず、まあ、それ、たまに映画を見て、昔の『ベン・ハー』とか、『砂の器』ですか、あれを見たときには、そういう言葉を聞いたときにはものすごくショックでということもありまして、だから、正直言って、園におったとき、もう一度入院すれば二度と出れないだろうと、そういう意識しかなかったんですよ。だから、すべて今までの過去のことはとにかく人には言えない。言う、とてもじ

やないけれども、みんなと一緒に仕事さえもできない。そういう意味で、とにかく逃げ回るような形でしたですね。そんな状況で生活をしてきましたので、そんないい会社に入れるわけでもないし、履歴書も、当然、ちょっとした中小でしたらごまかして、裳掛小学校という言葉も入れていないです。適当に大阪の小学校とか、そういうのをに入れてやってきましたからね。もともとそういう仕事にはものすごく縁の薄い状況でしたので。

【和泉委員】 もう一つ伺ってよろしいですか。普通、軽快退所したときには、らい予防法に基づいて各都道府県に担当官というのがいまして、そこに届けが行って、その人が1年に一遍ずつくらいフォローアップしていますよね。そのシステムとかいうのは、Bさんの場合は働かなかったんですか。

【Bさん】 いや、とにかく全くそういう情報なんかなかったです。信じられない話ですけども、本来なら、そういう、あるべきことなんですけれども、何せ無知な人間と、引き取りの知人の家族は、とにかくもう厄介もんやということで、とにかく早く出ないとイケないということで、それから自分の生活をどうしよう、それだけしか頭になかったんですよ。

【和泉委員】 私も長年、大阪府のらい予防法指定医というのをやっています、大体、30人くらいの大阪府在住の患者さんについては毎年検診などしていましたし、阪大の先生が指定医になっていたこともあって、その辺、大阪府の対応というか、園が大阪府のほうにしっかりしておいて、退所後の生活指導というか、相談に乗るということを担当官がしておれば、当然、阪大とか、京大の人たちがそういう診察なんかをしましたし、それから、わざわざこっちから出かけて行って、秘密がばれるとか、そういうことの心配があるときには、例えば適当なときに京大なら京大、阪大なら阪大に診察を受けにきてくださいということで、専門医がちゃんとフォローアップができたはずなんです。そのときには、それは当然、傷の問題とかいろいろ問題が出てきたときも相談に乗ったはずなんです。それだけのいい条件がありながら、その情報が全く伝わらなかった、大変な人生を送ったというのはどう考えても不合理ですし、日本の政策がこれほど矛盾に満ちたものであったということが象徴されたケースのような気がするんですけどね。

【Bさん】 1つだけ言わせてください。一遍、病気が再発したときに、正直言って、ものすごいショックだったんですよ。そのときに、まあ、ここにもだれにも連絡を取り合わなかったと書いてましたけれども、一度だけ、園におったときに、小さいときに、同じ患者さんですけども、かわいがってくれた人がおるんですよ。おったんですよ、今でもおられますけれども。その人に長島愛生園の電話番号 とにかく何か調べまして、どうやって調

べたのかわからないんですけれども、あのとき必死でしたから。その呼び出しで、もうかなり待たされました。それで、やっとその人に連絡がとれて、もう泣きすぎるいうたらおかしいけども、わらにもすぎる気持ちで、実は病気が再発したんや、どうしたらええと聞いたんですよ。

そのときに、その人は、だったら、藤楓協会へ、東京にありますから、そこへ連絡しなさいと言うて住所を聞いたんですよ。それで初めて、私は言われたとおり、あのころ何ぼでしたかね、ちょっと金額覚えていないんですけれども、切手を入れて、こういう事情やいうことで、DDSを送ってもらったんです。それが100錠ですわ。2度目のときに、あ、これはちょっと安心やなということで、2度目、再発したときに同じく藤楓協会の、あれメモっていましたから、連絡したんですよ。そうしたら、二度とこういうようなことはしてくれるなと言われました。便せん、今、残っているかどうかかわからないんですけれども、もうそのときははっきり言って絶望感に。

それで、今現在、はっきり言って、もう1回騒いでいるんですよ。牧野先生に、この訴訟をするとき、ちょっと調子がおかしかったんですよ。それで、以前斑紋があったところにまた斑紋が出たんですよ、赤黒く盛り上がって。それで、気持ち悪くて、若い先生が月1回大阪で診療しているからということで、退所者の人に聞いて行ったんですよ。それで、今、薬を飲んでます。リファンピシンとDDSとダンフォアですか、結構、量が多いですよ。確かに、今、体がものすごいしんどいんですよ。それで、牧野先生が6カ月間飲みなさいと言うたけど、あんまり体がしんどいもので、この状態やったら気が滅入るということで先生に相談したんですよ。それで、何とかしてくれんか言うたら、リファンピシンだけ月2回飲んでみたらというたんですけど、それをちょっと、僕、この間、ちょっとやめてやったんですけど、かなりまた出てきたんですよ。はっきり言って、私なんて、これね、周りから見たら、後遺症もなく、ほんま皆さんに申しわけないですよ。だけど、首から下は斑紋でね、見えんところにあるだけなんです。情けないですよ。だから、実際、私はあの検査は何だったんだろうって、ちょっとわからないですよ、和泉先生。

【和泉委員】 今の病状のことはよくわかりましたけれども、私が勧めるとしたら、やはり京大にかわるべきですよ。なぜかという、京大は毎週やっているということと、必要に応じて入院ができるということと、それから、現在、京大でハンセン病の治療を担当しているG先生というのは、日本でもピカイチのハンセン病の治療の専門医ですから、牧野先生が悪いというつもりは必ずしもありませんけれども、1カ月に一遍というふうな治療をちょ

こっと診てやって、そしてあと、しんどかったら、もうその薬をやめる。特にリファンピシンの単剤療法なんていうのは、これはハンセン病医学としてはやってはいけない治療の典型ですから、そういうふうなやり方というのは、非常に医学的にはよくないんですね。ですから、京大は毎週診察していますし、そこに通えば、十分検査をしながら最高の治療が受けられますので、まあ、こんなところで言う必要ないのかもしれませんが、医学的にはやはりいいところで、いいドクターにかかって治療されるほうがいいという気がします。

【金平座長】 それでは、時間が大分過ぎてしまって、Bさん、長くしてしまってごめんなさい。また、いろいろなお意見も出ました。ありがとうございました。今、専門医からのアドバイスがありましたけれども、一応、このご質問はこれで打ち切らせていただきます。よろしいですか。

【Bさん】 はい。

【金平座長】 ほんとうにどうもありがとうございました。

それでは、大変お待たせしました。もう一方おいでくださっております。それでは、早速、お話をお願いいたします。

【Cさん】 私は沖縄から来た者です。昭和24年7月28日、沖縄の島から沖縄愛楽園に強制収容されました。私が中学1年の夏休みのことでした。中学に入ったころ、私がらいであることがわかり、男子生徒に石を投げられ、学校に行くのも仕方なく行っていたんですけれども、とうとう後行けなくなってしまいました。私の学歴は中学1年の1学期といっても、小学校までしか確実には行っていません。私はスポーツが得意な元気な子でした。父が元教員で、私も学校の先生になりたいと思っていたのに、それもだめになりました。病気がわかってからは、保健所から沖縄本島の愛楽園に入るように毎日せき立てられて、ほんとうに生きた心地もしない日々でした。母は泣きながら、いつも「東の海に行こう」と言うのです。なぜ行くのと聞くと、ただ泣くばかりで。一度、途中まで行ったことがありました。そこで私は入水自殺だということに気づいて、泣きながら帰ってきたんです。それに、弟もいるし、私が母と一緒に死んでしまえば、私はいいです。でも、かわいそうな弟のことを思うと、行くこともできませんでした。それで私は愛楽園に連れていかれたのです。

それも出発の前日の夜、暗くなってから保健所に集められ、また、次の朝、まだ暗いうちに船を出航したのです。なぜ私たちは他人には見せられないようなものなのかと思いました。集合の夜のこと、母と別れたことなど1つも覚えていません。どういうふうにして行ったのか。ただ1つ覚えているのは、おじの自転車の後ろに小さいカバンを1つ載せ、4キロの道

を泣きながら、おじと話をしながら行ったことだけははっきり覚えています。愛楽園に行くことはどんな目に遭うかもわからず、不安でいっぱいでした。でも、自分は家族のために仕方がないと思いました。ただ、中学校1年の子供だった私は、どんな思いで親兄弟と別れる決心をしたか、わかっていただけでしょうか。ほんとうに生爪をはがれるというのはこんなものじゃないかと思うようでした。でも、その弟も私のためにいじめられ、結局、中学校1年を卒業すると、すぐに関西に出ていってしまいました。申しわけなくて仕方がありません。

私が愛楽園に行ったのは、ほんとうに強制的でした。一番一緒にいたかった親兄弟から引き離され、愛楽園に収容されたのです。そんな残酷なことってありますか。船酔いに苦しみ、やっと着いた愛楽園でも、ほんとうにつらいところでした。寂しくて寂しくて、母を思い、毎日泣いて暮らしていました。でも、私は必ず帰るんだという一心で毎日治療に専念し、やっと5年後、軽快退院することができました。島に帰った日、母はほんとうに喜んでくれて、隣近所の方を呼び、退院祝いも開いてくれました。でも、それも、そんな晴れやかなこともその日一日だけで、翌日からはやはり私は偏見、差別の目で見られていました。隣近所の人でさえ、私を避けているように見えました。周囲の目は冷たく、私にとってはつらい日々でした。

母と一緒に暮らせることのありがたさを思って我慢をしようとしたのですが、それも1年が限界でした。私は島から逃げるようにして沖縄本島に出てきました。島のどこでも私たちの住むところはないのかと思い、母にはうそをついて、沖縄本島で働くから出てきたんですけれども、ほんとうは熊本の療養所に行くつもりでした。母をだまして沖縄本島に出てきたのに、沖縄本島でまた仕事につくのに　　沖縄本島でいとこの家にしばらくいたのですが、そのとき、健常者の主人と出会い、そして、主人はすべてをわかった上で結婚してくれました。それでも主人はH先生に、私と結婚してもいいかと相談していました。H先生から「大丈夫だから自信を持って結婚してもいい」と言われたことで結婚に至ったのです。結婚してから、私は、ある商店街で小さな店を始めました。商売もうまくいき、私は張り切っていました。

しかし、そんな私の幸せも長くは続きませんでした。ある日、生まれ故郷の島で近所に住んでいた人が私の店の隣に来たのです。その子が、私の隣の店の人にみんな私のことはしゃべってしまったんですね。それで、その翌日からというものの、隣の人が私の前でハンカチを口に当て、背を向けて歩くようになりました。そして、その次の日から、その商店街中の人

が私を変な目で見、とうとう店におれなくなり、商売もできなくなってしまいました。うちからは、「お店に出る」と言っ出てくるんですけども、お店に行く気がしなく、3カ月ぐら行ったり来たりでどうしようもなく、その店を知り合いの人に二束三文で手放してしまいました。あれから30年あまりたちます。でも、いまだにその商店街を通ることは私にはできません。

国は私たちにほんとうに残酷なことをしたのです。私は療養所から出ても、故郷にも帰れず、商売も失いました。今でも自分の過去が知られないように、毎日ビクビクしながら生きています。たった5年の療養所生活のおかげで、私の人生は大変なものになってしまったのです。退院しても社会で受け入れられることは難しいのです。私たちに張られたレッテルというものは、もうはがせないものです。これが私たち退所者の現実なのです。二度とこのような過ちを繰り返されることのないように心からお願いいたします。

以上です。

【金平座長】 どうもありがとうございました。

前のお2人と同じように委員のほうから少しご質問してよろしゅうございますか。それでは、どうぞ何かございましたら。じゃあ、鮎京委員、お願いします。

【鮎京委員】 検証会議委員の鮎京です。

ようやく軽快退所をしてお母さんのもとに戻ったのも、ほんのちょっとのこと、その次はまた偏見、差別が始まったとおっしゃったんですけども、例えばこんなひどい目にあったということ具体的、今、おっしゃることはできますか。

【Cさん】 田舎でのことですか。

【鮎京委員】 はい。

【Cさん】 おばのうちにいくにも、すれ違っても道を避けていくとか、同じ狭い道なら離れて通るとか、そういうことがあったんですね。それで、働くに働けないし、向こうでは。田舎ですから、仕事につくといっても店員ぐらいのものなんですね。あんまり仕事がないし、それよりか沖縄本島に、とにかく住むところはもうないんだと思っていたんです。私。それで、熊本に行こうかなと思って、母にうそをついて、沖縄本島に行って働きたいからというふうなことで沖縄本島に出てきたんです。熊本に行く準備をしていたときに、ちょうど主人と知り合ったわけですね。そして、内地、内地と言うんですね、沖縄ではね。「内地に行きたい」「何しに行くの」って言うから、「働きに行く」って、「今から若いのが行って働くところじゃないよ」と言うもので、「いや、行くつもりで来ているから行かせてくれ」と言

ったら、じゃあ、自分の店があるから、そこを見てくれないかということになったわけですね。

そのとき、ちょうど商店街で履物屋をしていたんです、主人がね。そうしたら、行く鹿児島までの船の切符を買ってあったんですよ。だけど、金銭が苦しくて、お金を送ってくれるのを待っていたんですけども、このお金が来ないものだから、結局、行くことができなくて、主人の仕事、店を手伝っていたんです。そして、しばらくつき合っていて、結婚してくれと言うから、「いや、実は私、愛楽園帰りですよ」と言ったんですよ。それでもいいんじゃないかと言うんだから、ちょっと変わった人だなと思いましたけれども、じゃあということで、H先生のところに相談に行ったんですよ。H先生、「大丈夫だから、心配要らない」って言われて結婚したんですけども、やっぱり気を遣い過ぎてでしょうね。子供ができないんですよ。

【鮎京委員】 愛楽園帰りですよって、ご主人になる人に初めて告白するときは、ものすごく勇気が要ったんじゃないですか。そのときの気持ちを教えていただけますか。

【Cさん】 だから、そのときには愛楽園ってはっきり言わなかったんですよ。沖縄ではヤンバルと言えば大体わかるわけですね。「ヤンバルの病院にいたんだけど、いいか」というふうに聞いたんです。それでもいいんじゃないかと言うもので、それじゃ、H先生に相談して返事しますということで、私が相談に行ったんです、一応ね。先生は、いいよ、大丈夫だからと言われたんですけども、何しろ主人が長男なもので、兄弟がたくさんいて、自分が兄弟が少ないものだから、多いところいいかなと思いつつもやっぱり、気を遣い過ぎたんでしょうね。2度も子宮外妊娠をやって、それで1度、手術したらできるかしらんよということでもたやったけれども、できないんです。そうしているうちに子宮筋腫で全部とられて、もうできないんですね。だから、将来、どうなるかという心配ではありますけれども。

【金平座長】 じゃあ、光石委員、お願いします。

【光石委員】 検証会議の光石と申します。

少年少女舎というところで学校が行われた。

【Cさん】 はい、中学校は。

【光石委員】 その学校生活で何か印象に残ったことないしよかったこと、嫌だったこと、両方お話しいただけますか。

【Cさん】 園ですか。

【光石委員】 はい。

【Cさん】 園ではないです。園では、そういったあれは全然なかった。

【光石委員】 そうすると、園ではいわゆる学校みたいなものはなかった。

【Cさん】 ありました。あの時分が一番の青春時代かなと思うぐらい、向こうでは楽しくやりましたが、どうしても帰るんだという気持ちで、母をそれ以上悲しませたくないという気持ち、一生懸命治療に励みました。

【光石委員】 学校自体は、それほど印象には残っていないんですか。

【Cさん】 園内でのですね。

【光石委員】 はい。

【Cさん】 はい。それでも、ここ10年ぐらい前でしたか、田舎の中学校の同級生が旅行に行くということで、私は沖縄本島へ、店番をしているものですから、私に連絡すればいつでもいるというあれで、私に連絡が来たんですね。沖縄本島にいる人で旅行する人がいないかというふうにして。もしいるなら、私に連絡してくれというふうに言われたんです。それで、私は本島にいる人に連絡して、「こういうふうな話があるけど、どう？」と言ったら、2人の人が行くと言うんですね。そして、その2人が私も行くな自分なんかも行くというふうな話になったんです。それで、私は、どうせ嫌われているということはわかるものですから、2人に私も行くよってうそついて、田舎のほうに連絡したんですね。それで、田舎で、私が行くということがもう耳に入ったものですから、もし旅行に行ったときに、だれが私と部屋を一緒にいるかという話題になったらしいんです。それっきり、もうそういうことは取り次がないようにして、今年も9月ごろまた旅行があったんですけども、そのときはもう声はかからなかったんですけどね。そういうこともあるんです、いまだに。向こうでは楽しく過ごせました、園では。

【金平座長】 そうですね。ただ、そのときには早く帰り……。

【Cさん】 帰りたい一心なんですね。

【金平座長】 それはお母様のためにというお気持ちもあったわけですね。

【Cさん】 そう、それも強かったですね。でも、母も早く亡くなりました。

【金平座長】 では、井上委員から。

【井上検討会委員長】 検討会の井上ですけども、いわゆる社会復帰されてからの差別と偏見、こういうものを受けられて、それは現在、今ちょっとおっしゃいましたけれども、どうでしょうか。それから、裁判が起きて、先ほどもありましたけれども、いろいろ報道等される。その中で何か変わったことがあるのかどうか、そこを教えていただきたいと。

【Cさん】 沖縄本島にいる同級生とか、田舎の方などは、それほどでもないんですけども、田舎のほうでちょっと、たくさんもらったんじゃないかとか何とかいう話を何かやっているみたいで、田舎に帰りたくないんです。今年の8月も兄の七年忌があったんですけども、行かないで、それだけお金を送ってあげればいいのかと思って行きませんでした。田舎の人って、まともにいるんですよ。

【井上検討会委員長】 そうですか。

【Cさん】 はい。だから、もう7年ぐらい帰っていないんです。父も早くに亡くなったもので。弟もあのときに関西に出たのが、そのまま関西にいるんです。

【井上検討会委員長】 ありがとうございます。

【金平座長】 どうぞ。

【宮田委員】 検証会議の宮田といいます。

先ほどお2人の方も同じようにおっしゃったと思うんですけども、退所してから過去のことを知られたくないということで非常にビクビクして生活していたと。

【Cさん】 そうなんですね。

【宮田委員】 それで、自分の生活を守るといのはすごく大切なことだと思うんですけども、一方で、そういうふうになっているとなかなか偏見、差別が解消されないという、まあ、隠されてしまうということもあると思うんですね。特にメディアなんかでハンセン病のことを取り上げられたときに、取り上げてほしくないなと思うのか、あるいは取り上げてほしいというふうに思われるのか。その時々で、時期で印象は違うと思うんですけども、もしよろしかったらお聞かせ願えたらと思います。

【Cさん】 あんまり見たくないですね。してほしくないです。

【宮田委員】 あんまり触れてほしくない。

【Cさん】 はい。

【金平座長】 これは裁判の前と後でも同じなんですね。

【Cさん】 そうですね。私の場合、今いるところの周囲がほとんど知らない方ばかりなので、でも、最近、沖縄で公営住宅の申し込みの話があったんですね。それで、私の近くに公営住宅が新しくできたんですよ。そこを近所の方何人かと散歩をしていたら、その近所の方が入りたらしいんですね、公営住宅に。入りたいんですけども、1人の方がそこに申し込みたいけどと言ったら、こっちはヤンバル帰りの（ハンセン病患者のこと・事務局注）の人が入るらしいよというふうな話で、それで申し込まないというわけなんですね。そうい

う話もあるんです。

【金平座長】 お耳に入ったわけですね。

【Cさん】 そうです。一緒に散歩しながらの話です。それでも何にも言えなくて、ただ、今も、ちょっとでも私の周りの方の耳に入ったら、そこに住めないぐらいの、まだまだあれなんです。私、主人の兄弟もだれも知らないんですよ、主人だけが知っているものだから。今、商売しているのも、今、私の兄弟なんかにさせているんですけども、その連れ合いも全然知らないし、そこにちょっとでも何したらもう……。一緒にテレビを見ているときについていれはしようがない。知らん顔して見ているんですけども、自分1人だったら消してしまいます。

【金平座長】 では、神委員。

【神委員】 検証会議の神です。

ハンセン病の啓発とか差別の解消とかいうことに私はずっとこだわっているんですが、というのは、立場上、そういう運動の先頭に立たなくてはならないという責任を負っているものですから、今、あなたもおっしゃったように、身を小さくして生活なさっている。なのに、一般世間に正しく認識をしてもらう、あるいは差別を解消してもらうために、こういう運動をするわけですけども、それはできればやってほしくないとおっしゃった、その気持ちは、私、痛いほどわかるんです。そうだとすれば、あなたのおっしゃることを尊重して、これからそういう運動とか、市民との話し合いというのを一切やらなくなった場合、自然にこのハンセン病に対する偏見とか差別というのは解消できると思う？

または、それはしようがない、解消できなくてもしようがないから、今、とにかくやってみよう、私の立場が一般社会が危うくなるので、今やってほしくない。しかし、理論的にはこのままではいかなのじゃないかというふうにもお考えになっているのかどうか。私もずっとそのところに引っかかっているものですから。私の家族もそうだったんですよ。おまえがそういうふう運動すると、立場上、マスメディアが取り上げて新聞に神美知宏という本名が出るかもしれない。講演なんかとんでもないという反対を受けて、今はすっかり変わりましたが、今年、そういう場面に直面して、非常に家族ともども悩んだ経験を持っている者からすれば、あなたのおっしゃることはよくわかる。ただ、療養所に入っている者たちは、自分さえそっと療養所の中で死んでいけば、それで家族の者たちは救われるのではないか。救われるというふう思い込んでいる人たちが少なくない。私は違うんじゃないかと思うんですよ。

これも私の体験ですけれども、そっと知らない間に療養所の中で自分が死んでいけば家族が救われるというふうに判断をして、そういう道を選ばれて亡くなっていても、あそこの家からああいう人が出たんだという既成事実だけは固定観念としてその地域の人たちの記憶の中に残り続けていく。だから、その人が亡くなっても、その家族に対する差別というのは残っている事実を私は知っているんですね。そこら辺の問題、あなたも、私がこういう質問をすると非常にジレンマに陥る、回答できないというふうにおっしゃるんじゃないかと思うんですよ。意地の悪い質問になると思うんですが、そここのところをあなたなりに、理屈は抜きにして、やっぱりそういう運動は、目立つようなことはしてほしくないとなおかつ思われるのか。そうすると、このまま偏見も差別も解消せずに、将来もずっと残り続けていくということになるんじゃないかと、私、ちょっと伺いたいんですけれども、そここのところは気持ちの中でどのように整理をされているか、これから私たちが運動を展開するに当たって大いに参考にしたいと思うので、あえてご質問を申し上げた次第です。

【Cさん】 わかっていたきたいんですけれども……。

【神委員】 いや、むしろわかるんですよ。

【Cさん】 よくわからないんですけど。

【金平座長】 今が入らなかったということですか、後ろの方。今、わかってほしいという話でございましたけれども、ちょっといいですか、先に進んでいいですか。そのこと？

【森川委員】 いや、あちらのカメラがちょっと説明してほしいと思うので。

【金平座長】 映っていない？

【森川委員】 はい。少し気になられているようなので。

【金平座長】 これは、きょうはカメラは……。

【加納（事務局）】 撮っていないです。

【金平座長】 撮っていらっしゃらないですよ、そういうお約束でございますよね。

【カメラマン】 顔は撮らないように言われておりますので。

【金平座長】 そのように私どもはしているつもりでございますけれども、森川さん、いい？

【森川委員】 はい。

【金平座長】 そういうこと、気がいたらおっしゃってください。

【井上検討会委員長】 今のちょっと。

【金平座長】 今の、もっとお答えいただけますか。

【井上検討会委員長】 神さんの。

【Cさん】 運動してほしいんですけども、どう言っていいかわからないんです、私、今も。一応、今度来るのも、主人が、ひょっとしてカメラとか何か、ニュースに出たら、おまえ、どうするかということで、カメラがとても気になるんですよ。

【金平座長】 気を遣わせてすみませんが、そのところは私では.....。

【井上検討会委員長】 とりあえず、そちらに下がってください。それがあること自体がプレッシャーになる。

【金平座長】 ごめんなさい。それ、前もって言いませんでしたけれども、それは気をつけているつもりだったのでございますが、カメラの方にも今改めてお願いしたので、じゃあ、よろしく。

神委員、もうちょっと聞きたいかもしれないけれども、いいですね。

【神委員】 いいです。

【金平座長】 よろしいですか。

それでは、一応、お3人の方、30分をめでにそれぞれ伺って、少し長い方と短い方ができたかもしれませんが、お話しにくい点もあったでしょうし、質問した各委員のほうも、お話しになりにくいことと承知の上で、しかも、委員の立場上いろいろとお話を伺いましたが、お話しくださいましてありがとうございます。特にお体の調子がちょっと悪い人があったりして、大丈夫でございますか。Bさん。

【Bさん】 はい。

【金平座長】 それでは、ここでお3人の方、最後にもう1回伺うことございますか。一応、あとはこの中の今後の運営についていろいろと話し合いをしたいと思いますので、ここでお3人の方はご退席いただくかと思っておりますが、いかがでしょうか。

それでは、AさんとBさん、それから沖縄からの方(Cさん)、ほんとうにどうもありがとうございました。お気をつけてお帰りください。

(聞き取り対象者 退席)

【金平座長】 休憩とらないでよろしいですか。いいとおっしゃって、首を振ってくださった方がるのでほかの方には聞きませんけれども、続けてやってよろしゅうございますか。

それでは、議事を進めたいと思います。きょうの検証会議の資料をお配りしておりますけれども、議事の中の2番目は、資料の開示・公開についてとなっておりますが、これ、都合で後に回したいと思います。そこで、2番目は、3番目の検討課題の分担報告ということに

ついてを先に議題にしたいと思います。これにつきましては検討会の委員長である井上委員長からご説明をいただきたいと思いますが。

では、配付資料について事務局からご説明いたします。

【加納（事務局）】 本日、「ハンセン病問題に関する検証事業における検討課題」という書面と「ハンセン病問題に関する検討会検討事項等報告」という書面がお手元にあるかと思いますが。ハンセン病問題に関する検証事業における検討課題ですが、これは前々回の会議でお配りしたものに、その前々回の会議での決定事項を加えまして、きょうお手元にお配りする予定だったんですが、申しわけありませんが、事務局のミスで前々回お配りしたものと同じ内容が配られてしまっております。申しわけありませんが、口頭で、今、最終的な決定案との訂正をさせていただきたいと思います。

なお、訂正済みのものはできるだけ早い段階で法務研究財団のホームページにアップさせていただきたいと思いますので、そちらのほうをもし必要な方についてはご確認いただきたいと思います。

訂正点は、ハンセン病問題に関する検証事業における検討課題の3枚目、第7課題（1）の部分ですが、「黒髪校事件の解明」とございまして、ここを「黒髪校事件等に見られる家族被害と社会的差別の実態の解明」という形に訂正をさせていただきたいと思います。「黒髪校事件の解明」の部分「黒髪校事件等に見られる家族被害と社会的差別の実態の解明」という形に訂正をさせていただきたいと思います。

もう1点、同じく第7課題の（3）「1953年法下における療養所内の人権侵害の全容の解明」とございまして、「療養所内」とある部分を「療養所内外の」というふうに「外」を補いまして、「1953年法下における療養所内外の人権侵害の全容の解明」という形に訂正をさせていただきたいと思います。

申しわけございません。確定したものにつきましては、至急財団のホームページのほうに上げたいと思いますので、そちらをご確認いただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、井上委員長、お願いできますでしょうか。

【井上検討会委員長】 「2002検討事項」というのがありますね。A4・1枚のもの、それから、別紙が2つついています。別紙1が4枚ありますね。別紙2が3枚ということです。よろしいでしょうか。

それで、2002 これ、「年度」が抜けているんじゃないかと思いますが、2002

年度の検討事項ということで、ここにありますようにハンセン病問題の検証会議から、今提示されたものということになりますが、その検討課題を整理しまして2002年度、今年度の検討会の調査検討事項ということ、それから、分担者を別紙1、2のように決めましたのでご報告しますという、こういうことになっています。それで、この検証会議の検討課題と検討会の整理したものというのは、表現上はいろいろ合わない部分もあるかもしれませんが、それから、検証会議の中で具体的に提示されたもの、例えば先ほど説明がありました黒髪校事件の解明というようなことは、具体的にこの検討会の中では取り上げていません。しかし、全体の構成を踏まえまして、さらに具体的にどのように研究、検討していくかを考え、柱立てをつくったものです。

もう一つは、現在の検討会のメンバーのそれぞれの研究領域がありますので、それらも考慮しながら構成をしたものです。それで、別紙1、ここに検討事項を大きな全体的課題と各論的調査・検討事項と分けてあります。これをごらんいただければいいと思うんですが、今言いましたように、検証会議での提示されたものを整理していますので、全体的課題については11項目、それから、各論的調査については、これまた11項目挙げてあります。それで、さらにそれをそれぞれの立法・政策に基づく、つまり、らい予防法の変遷、それによって活気づけてそれぞれの時点での問題解明をするという、これが一から二、ここまでということになります。

3番目にハンセン病の強制隔離収容政策による被害の全体像を解明するというので、3番目に置きました。4番目がハンセン病医学・医療の歴史と実態。そして、5番目、6番目が、こういう隔離収容政策をもたらした医学・医療界の責任や、あるいは関係学会、他の各界の役割と責任を明確にするということで、医学界を明確に1つ分けて検討してみようという、こういう構成にしました。7番目に諸外国の政策との比較ということです。8番は、これは沖縄、奄美大島等、日本の本土とはまた違った状況があるということで、これを1項目に特に取り上げて検討するとしました。9番目は日本の植民地、あるいは日本の占領地域における政策とも比較する必要があるだろうということで、この項目も設けました。10、11は読んでいただければわかるということです。

それで、こういう項目を立てまして、検討会の皆さんにこの内容でよろしいかということでご意見を伺って了解を得ています。その上で別紙2をごらんいただきたいんですが、検討事項の分担者ということで、今の検討課題に分担者を当てはめまして、これは皆さんから自分の分担についてご意見をいただいて、それを当てはめたものです。それで、落ちている点

がありますので、1つ補足をしていただきたいと思います。岡田靖雄委員がこれまで日程がうまく合いませんで、出席されないでいるわけですが、ようやく連絡がとれまして、岡田さんから分担についてご意見をいただいています。それから、この構成自体についても、特に精神疾患の問題、この問題が重要であるというご指摘をいただいていますので、その点もこの検討課題の中に反映させてあります。

ということで、別紙2の2枚目、三、大きな三の「ハンセン病強制隔離収容政策による被害の全体像の解明」、この部分は1の、ハンセン病と精神疾患患者という項目で岡田委員が担当をされるということです。もう1点は、次の3枚目ですが、この七、日本型隔離収容政策と諸外国の政策との比較というところの、ハンセン病、精神疾患患者についての比較法制処遇史、これを岡田委員が担当されるということです。それを補足していただきたいと思えます。

これはそれぞれの皆さんのご意見をそのままいただいて当てはめたものですので、ごらんいただければわかりますように、項目を立ててもあいているところがあります。このあたりは、これから議論をしていく中で、その必要性に応じてここを埋めていくということにもなると思います。そういうことをご理解いただきたいと思います。それで、当面、2002年度というふうに、この検討課題については限りました。ということで、最初の報告にありますように、これから作業を進めていくにつれていろいろな取り上げなければならない課題、場合によっては省略していくことができるような課題、あるいはまとめて整理していけばいいというような課題もありますので、そういうことを踏まえながら、2002年度に考えられる、現在の時点で考えられる基本的なものとして取り上げる。検証会議検討会の大目的がありますから、それに照らして適宜見直すということにさせていただきたいということです。

もう1点は、そういうことですので、現在のこの名前をお挙げして担当はここだよというふうにしましたが、別にこれに固定されるわけではありませんので、その点は検討会の皆さんにもまた再度確認をしたいと思います。自分がここを挙げたからそこをやるというのは当たり前前的ことですが、挙げていないからやらなくていいかということ、そうではなくて、必要に応じてまた別な分野といいますか、関連分野には取り組んでいただくというようなことになろうかと思えますので、それもあわせてご了解いただきたいと思いますということで案内はしてあります。

ということで、きょうはこれは検討会からご報告すればいいという、そういうことでした

ので、一応、報告事項ということでお取り扱いいただきたいんですが、あと、審議していただきたいことも申し上げてよろしいですか。

【金平座長】 はい。

【井上検討会委員長】 これ、私がメモをつくったときは書いてあったと思うんですが、なぜか落ちていますので、この報告のところに実は審議していただきたいことを記載していたのです。1つは、検討会の委員の増員の点であります。これは今見ていただいたような検討課題等で、あいている部分等あります。例えば教育の問題、こういうことをきょうもお話が出ましたが、非常に重要な問題ですが、今のところそれを専門とされる方が委員として入っていないということですので、宗教と教育と福祉、社会調査、立法・政策、少なくともこの5分野は何らかの手当てが必要ではないかと検討会でもその点をご了解いただいています。その手続としましては、検討会から推薦、あるいは検証会議から推薦していただいて、運営委員によって協議しまして、随時、その増員方を検証会議にお願いしたいと、こういう手続で進めたいのですが、それをご審議いただきたいということが1つです。

もう1点は、特に立法・政策の点で言いますと、課題は非常に大きいのですが、現在のところ、私と森川さんが法律家ということで参加しています。ここはどうしても補強していただきたいということで、これは具体的に既に名前をお挙げして検討会でも検討しました。検証会議の内田副座長に検討会の委員も兼ねていただくということで立法・政策領域を強化していただきたいということです。これが第1点であります。

それから、第2点は、それにかかわって協力者という位置づけをしていただきたい。つまり、検討会の委員になるというのではなくて、これは上限20名という数の制約もありますし、あまり検討会の委員が多くなると、また議論もしにくい面もありますので、委員ではなくて、研究に実際協力していただくという、そういう方を位置づけるということですね。これは既にそれぞれの検討会の委員の方には、それぞれ自分で協力者を求めて作業を始めると申し上げていますので、そういう意味では個人的に手伝っていただく、そういう協力者がいるわけですね。そのほうが進んでいるのですが、もう1種類といいましょうか、別な種類の協力者、つまり、検証会議、あるいは検討会をお願いする、そういう位置づけで参加していただくという、個人的にお願いする方と会議としてお願いするという、その2つの協力者を認めていただきたいということです。これが2番目であります。

3番目は、それにかかわりまして調査班が既に検討を始めています。先ほどの検討課題の中でも第3番目に挙げてあります。被害の全体像を明らかにする、その調査をするというこ

とで作業を進めていますが、この点で、今、例えば協力者として位置づけていただきたいのは、例えば社会調査の専門家ですね。こういう方を位置づけていただきたいということで、具体的にはそういう要請がありますので、これをご検討いただきたいということです。

それから、調査の点については先ほどから申し上げていますように、既に検討が始まっています。調査班はさっきの別紙2の2枚目の大きな三、「ハンセン病隔離収容政策による被害の全体像の解明」ということで、全体として藤野さんが担当されますが、実態調査班という形で森川さん、松原さん、能登さん、私と、この4人で調査班を構成するということで始めています。既にそこにはいろいろご意見を伺うために、いろいろな方に参加していただくということで、例えば弁護団からも、既に弁護団が聞き取りをずっと重ねてきていますので、そういう意味でご参加もいただいている。ただし、これは現在のところは全く協力者という位置づけも明確になくて自主的に参加していただいているということですので、そのあたりを含めて少しきちんとして手続的に位置づけていったほうが作業がしやすいのではないかと考えております。

そして、この調査について、13園全部の話が伺える人全員の方に聞き取りという、丁寧にお話を伺うという機会を持ちたいということで進めていますので、これはこの検証会議としてぜひ予算面と、それから今申し上げました人員面と、その両面でご支援をいただきたいということです。これは要請ということになりましょうか。

それから、4つ目になりますが、報告書をまとめるということを考えますと、各年度、年度ごとの報告書と最後に提案する報告書ということになるかと思いますが、それぞれの報告書について、例えば検討会全員で議論して、それをまとめるということになりますが、そのまとめのために例えば起草委員という人たちを置くという、これも現在の段階で報告書がどういう形になるかというのはまだなかなか簡単には言えないところがありますが、今お認めいただいておりますので、よろしくご検討いただきたいと思います。

以上です。

【金平座長】 井上委員長から一遍にいろいろと出たものですから、ちょっと整理しなくちゃいけません。忘れていましたら言ってください。

それでは、まず検討課題の分担報告でございますが、この分担報告については、今、委員長のお話ですと、検討会のほうで各委員間でいろいろとご検討くださったということですね。

【井上検討会委員長】 はい。

【金平座長】　　ということで、きょうは報告しますということなんですが、これは本日、これについて、まず各委員のほうは、今、委員長報告のとおりで何かつけ加えられることございますか。ありますか、よろしいですか。では、各検討委員から今お出しになったことは、委員長がおまとめになってくださいましたので、これはあくまで報告ということですが、ちょっと事務局に何うけど、これ、きょう、検証会議でオーソライズ……。じゃあ、本日は検証会議の皆様たちには、これを委員長から承ったということにしておいてよろしゅうございますか。この中にもまだいろいろと今後も適宜見直すこともあると書いてございますので、当然だろうと思います。まず、第1、スタートの段階でのご検討の結果が本日のような結果になっているということで、私たちは伺っておくということにさせていただきますが、まずその点が第1点でございます。

それから、順不同になるかもしれませんが、岡田委員が加わられることによって、各項目と検討者のお名前が出ている資料がございますが、ここに書かれていないものに岡田委員が加わるということについても、これは了解いたしますが、よろしゅうございますか。ありがとうございました。では、まず、その2点はいたしますので、どうぞこれから検討会の皆様方、こういう形でまずは検討項目についてはよろしく願いいたします。

それから、このご検討の結果、現在出されている項目の中で、また今の検討委員の中ではまだ不十分で、もっと専門家が必要な領域というものが整理されてきております。法律の問題と社会調査という分野について、きょうはご報告がございました。これについても検討会のご意見を一応承り、それを尊重したいと思いますが、それから、予算と人員の問題もご配慮をとということがつけ加わっておりましたので、これについて何か質疑がありましたら。

【筈委員】　　それは結構なんですが、これはだれでもいいということではないと思うんです。その専門家がだれでもいいと、そういうことじゃない。この検証会議の性格からいって、そういうものではない。だから、ここに書かれている検証事業における検討課題、これを全面的に承認するというか、それをのみ込んでもらわないと、これに異議がある人を増やしてもらっても、これは問題になりますから、そういうことでは推薦のメンバーについては、その点しっかりと検討会のほうでも確認していただかないと、その分野だからいいだろうということでは、私たちも承知しかねるということです。

【金平座長】　　ありがとうございました。

今、筈委員からこの人選については、この会議の性格等を十分配慮した人選が必要であるというご意見だと思いますので、これにつきましては井上委員長も別にご異論はないでしょ

うか。

【井上検討会委員長】 そのつもりでやっていますから。

【金平座長】 後で話しますけれども、もしも新しい人選をするときには、またいろいろとご相談することもあるんじゃないかと思いますが。

【井上検討会委員長】 今、手続的には検討会の委員の皆さん、検証会議の委員の皆さんから名前を挙げていただいて、それを検討会の運営委員が議論をしまして、検討会に諮って、検討会で了承を得て、それを今度は検証会議で議論していただくというように手続を踏んだほうがいいと思いますので、そう考えています。

【金平座長】 訂正いたしますけれども、今、運営委員とおっしゃいましたけれども、検証会議の運営委員というのはないのでございまして……。

【井上検討会委員長】 いやいや、検討会の運営委員です。

【金平座長】 検討会の運営委員。

【井上検討会委員長】 はい。検討会の運営委員は置くということで、これももうご了解いただいているわけですから。

【金平座長】 はい。じゃあ、もう1回整理いたしますと、いろいろと検討課題があり、それから、研究者の方々がそれぞれ分担なさいます。当然ながら、その過程でいろいろな、さらに新たな課題が見つかる。または現在の検討会のメンバー以外の方の参加も求めたほうがいいのかというご意見が検討会で出ましたときには、ひとつ検討会のほうでご検討くださいまして、運営委員会でご検討になるということですね。

【井上検討会委員長】 はい。

【金平座長】 そして検証会議に上げていただくと。それで、検討会議の皆様もよろしゅうございますか。光石先生、いかが。

じゃあ、ここではそういうことにさせていただきます。それでは、協力者の問題は、具体的におっしゃいましたけれども、今のようなことで先に進みたいと思います。

【井上検討会委員長】 今の話は検討会の正式委員なんですね。20名という枠がありまして、その範囲内をお願いする。これが検討会の委員ですね。それからもう一つ、「協力者」と申しあげましたのは、検討会の委員ではなくて、その研究に対して援助、協力してくれる人ということです。

【金平座長】 わかりました。

【井上検討会委員長】 よろしいですか。しかも、先ほど説明しましたが、協力者といっ

でも、その検討会の委員が、いわば個人的に協力してくれとお願いする人と、そうではなくて、全体を見て、課題との全体の問題を見まして、ここには協力者として、検討会としてお願いしたいという、そういう方がいらっしゃるの、そこを2つの種類の協力者を認めていただきたいということです。

【金平座長】 先ほどのお言葉では、個人的レベルと会としてというふうなものをお願いしたいということでございます。

【井上検討会委員長】 はい。

【金平座長】 私の個人的な意見ですけれども、個々の検討委員の方がご自分の研究のときに協力をどなたかにお求めになるというのは、これは別に何か辞令を出すとか、そういうことではなくて……。

【井上検討会委員長】 ええ、やっていますから、既に。

【金平座長】 それぞれの委員の方がご自分のご研究に、当然、何かご協力者を求められるというふうに私は承るんですが、それでよろしゅうございますね。

【井上検討会委員長】 はい。

【金平座長】 それはいいけれども、もう一つ、会として、だから、今のメンバー以外に、検討会のメンバー以外に協力委員を求めよう。これは今の段階では、ジャンルとして法律の問題と社会調査の問題で、今、具体的にそういうジャンルの協力者を会としてお願いしたいというふうに受け取りましたけれども……。

【井上検討会委員長】 すみません。これも少し複雑でして、メモをお出しすればよかったですけれども、メモがどこかに消えちゃっているんですね、不思議な。ここに書いてあったんですけどね。それで口頭で説明してわかりにくいかもしれませんが、今言った社会調査の場合は、これは協力者でお願いしようと。立法・政策部門で内田委員に検討会と兼ねていただくというのは、これは検討会の委員として兼務していただく、こういうことです。

【金平座長】 わかりました。内田委員はご了解でございますね。

【内田副座長】 はい。

【金平座長】 それでは、今、これは個人としてとか、会としてとか、何か使い分けていらっしゃるけれども、1回整理していただいて出していただきたいと思いますが、ただ、後のほうで4番目とおっしゃった、調査にいろいろな予算とか人員の配慮という言葉がございましたけれども、これは一応、現在の予算の範囲の中で考えていかなければいけな

い問題、今年度についてはそう思いますが、それでよろしゅうございますね。

【井上検討会委員長】 はい。次年度以降ですね。

【金平座長】 じゃあ、ご要望という形で。

【井上検討会委員長】 はい。

【金平座長】 では、今、井上委員長から検討課題の分担報告と、この最初の議事で言う4番目の検討委員の補充についてというのを合わせてご説明いただきましたけれども、今、ここでやりとりしたようなことで検討会議の皆様もご了解いただけますでしょうか。

酒井委員。

【酒井委員】 検討委員の補充というのは、宗教、教育の専門家を検討委員として補充するというふうに私は理解していたんですけども、内田先生以外にも。

【井上検討会委員長】 それは皆さんに検討していただいたところに分野別に書きましたね。教育と宗教、福祉、立法・政策、社会調査も入れておきましたが、そこで皆さんにご了解いただきましたので、ただ、今、立法・政策の分野で言うと、内田委員がいらっしゃるから、検証会議のメンバーですから、兼務していただくというやり方が一番緊急でかつ重要な部分をカバーするにはふさわしいということですね。そして、ほかの分野については、おっしゃるように、検討会の委員としてその分野を補強する必要があるだろうと。皆さん、お名前挙げてくださいという、こういう文書を差し上げたわけですね。だから、おっしゃるように考えています。

【酒井委員】 いや、私は、今、協力者のほうにすりかわっちゃうのかなと思ったものから。

【井上検討会委員長】 いえ、それはただ、これもまたご意見をいただく中で、検討会の委員になっていただくか、あるいは協力者という位置づけになるかというのが出てくると思うんですね。検討会の委員は、いわば検討会の正式メンバーですから、そうすると、検証会議の正式な承認がなくてはなりませんし、財団との関係も出てくると思いますし、協力者の場合は、これはなかなか説明がしにくいけれども、検討会の委員がいて、会によって推薦される協力者がいて、研究者個人が手伝っていただく協力者がいるという、こういういわば3段階で人事を考えて弾力的に運用していこうという考えですけども。

【金平座長】 酒井委員、よろしいですか。

【酒井委員】 まだ、複雑で流動的なところがあるなということで……。

【金平座長】 そうですね。私も、ちょっと複雑なのと、協力者という名前も、同じ協力

者が段階が上とか下とかにあるのも何かよく……、もう少し整理していただこうと思いますし、先ほど齋委員がおっしゃったか、この方をお願いするというふうなことをどこで決めていくのか、そういうふうな手続の問題もまだちょっと、はっきりしたほうがいいように思いますので、これはもうちょっと検討させていただきたいと思いますけれども、ただ、今の検討会のメンバーだけでなく、もう少しジャンル、そういう領域、それから、人についても何かをお願いするということがあるということだけ、きょうはご確認いただけますでしょうか。

ただ、ここで非常に具体的になってきたのがこの法律の問題で、内田委員の話がありましたので、これは内田委員もご了解ということでございますから、これは検討会の委員に内田委員をお願いするということのように私は……。

【井上検討会委員長】 はい。

【金平座長】 そうですね。これだけはきょうここでご確認させていただきたいと思いますけれども、今まで検討委員会はメンバーが決まっております、検証会議が決まっておりますけれども、和泉委員とか、井上委員とか、藤野委員もでしたか、検証会議の委員と検討会の委員が重なっていらっしゃる方も数人いらっしゃるんですが、そこに内田委員も加えるということについては、きょうここで確認をさせていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。その理由は、今、井上委員長がおっしゃったような理由からでございますが、賛成、よろしゅうございますか。特別ご反対がなければ……。

(「お願いしたいと思います」の声あり)

【金平座長】 はい。賛成演説が出ました。賛成の声も出ましたので、それでは、内田委員、検討会のメンバーにもおなりいただいて、ご協力よろしくお願いたします。ありがとうございました。では、きょうここでは内田委員の検討会委員を決めさせていただきました。

それでは、これで検討会のほうからのご報告と、当面、きょう決めなくてはいけないことについては一応終わりにしたいと思います。

【井上検討会委員長】 もう一つ。

【金平座長】 まだありますか。

【井上検討会委員長】 報告書の起草委員、これを。

【金平座長】 どうも一遍に言われて、さっき、何か落としそうだと思って。

【井上検討会委員長】 すみません。メモを出せばよかった。

【金平座長】 報告書のまとめがあって、今のご説明ですと、各年度ごとにまとめをするだろうと。最終のまとめという形になるかなと。これはまだ決まったわけじゃないけれども、

委員長としてはそういうことを念頭に置いていらっしまったと。いずれにいたしましても、ここに起草委員を置きたいというお考えでございましたけれども、この起草委員は検討会のほうで。

【井上検討会委員長】 はい。検討会の中ですね。

【金平座長】 それを検討会の中じゃなくて、検証会議のここの場で決めるのでございますか。

【井上検討会委員長】 別に検証会議に報告なり、そこで承認は要らないということならば、それはそれで結構なんですけど、一応、そういう……。

【金平座長】 今まで私どもというか、準備会というのは後でご報告いたしますけれども、この起草委員を置くというところまでは伺っていなかったのか、伺ってたのか。

【井上検討会委員長】 まあ、今回でなくても結構ですから。

【金平座長】 今回でなくてもよろしいかと思えます。

【井上検討会委員長】 はい。まだ先の話ですので。

【金平座長】 いいでしょうか。今決めておいたほうがよろしいんですか。

【井上検討会委員長】 いやいや、別に今回でなくても結構です。

【金平座長】 森川さん、いいの？ よろしゅうございますか。ただ、委員長としては、各委員がそれぞれのパートのところをご研究いただいて、報告書もお出しになるだろうけれども、検討会として検証会議に出していただくときには報告書というか、ペーパーが要る。それをどなたかがおまとめになるときの委員というものを決めておきたいと、こういうふうに承っておきます。

【井上検討会委員長】 はい。

【金平座長】 それはまた、なお検討会のほうでもご検討いただきたいと思います。よろしくお願いいいたします。

それでは、先に進みたいと思います。きょうの議事のところでございますが、2番目をごらんいただきたいと思えます。先ほど3と4を先にいたしましたので、2の資料の開示・公開についてということ飛ばしておりますので、ここに戻りたいと思えます。実は検討会のメンバーからも話が出ておりましたし、いろいろと考えまして、私たちの調査研究には資料の開示を各方面にお願いすることになると思えますが、これをどういうふうにか、どういふふうな方法でやるかということについて、考え方をまとめてみました。もちろん、これはまだ決定したものではない、検証会議としてお知らせしたものではありませんが、準備会

というのをっております。

この準備会というのは、念のために申し上げますけれども、前回、検討会をやるために、いろいろな準備をするために準備会というものを設けて、座長、副座長のほかに今のところ、在京ということで光石委員、鮎京委員、それから、この検討会のほうから井上委員、こういうメンバーで準備会を開いております。これはもちろん、クローズドではございませんので、お出になっていただける方にはなるべく出ていただいてもいいという形で準備会をやっておりますが、準備会を先週いたしました。そのときに、この資料の開示・公開について少し考え方をまとめてみようという形できょう準備しております。光石委員からご説明をお願いいたします。

【光石委員】 お手元の「02.12.9」と書いてあるA4判1枚の資料なんですけど、12月5日に準備会を開催しましたときに、いろいろなディスカッションをやりまして、そのときに情報開示についての開示ですので、つまり、公開とはちょっと違って、この検証会議に開示してもらおう、そのやり方をどうしようかということで、大きく2つに、これは同時並行的にというか、1の資料リストアップ請求のほうをまず先にやるということにはなると思いますが、同時並行的にこの2番目の情報開示手続もどんどんやっていくと、こういう考え方でできております。

それで、まず、資料リストアップ請求のほうですけども、これは検証会議の座長の名前で、1.2に書いてあるような請求先、これは限定したものではないんですけども、厚労省とか、その他の省庁とか、療養所とか学会、いろいろな諸団体、そういったものに対して資料をとにかくまずリストアップしてください、そういう請求をしましょう、こういうことを考えていたわけです。この場合、1.3にありますように、リストアップをしていただくときの文書のレベルと書きましたが、つまり、どの程度詳しくお願いするかというところが、実際的にはなかなか難しい。

例えばワゼクトミーの手術が行われたとしても、それを医師がやっていない場合には、それはカルテにももちろん書かれないということになるわけですし、そうすると一体どのレベルの文書になら書いてあるのかなのか、何か日誌のようなものを書いてあるのかなのかとか、そこは私どもわかりませんが、とにかくただリストアップしてくれと言いますと、非常に抽象的なレベルの資料名しか出てこないという、そういう心配がありますので、かなり具体的なレベルのものもリストアップしてほしいというふうに検証会議としては言うのが、この検証事業にふさわしいのではないかと、問題点として、どのように具体的にこれ

を表現するかということを書いておきました。

それから、今度は、そのリストアップに基づいても基づかなくてももちろんいいんですけども、これは検討会のメンバーが具体的な資料開示手続をやるときのどういうふうなマニュアルといいましょうか、まず考え方としては、基本原則と2.1に書きましたように、なるべく開示請求をするについても、その必要性であるとか、相当性であるとかということは、検証会議自体が判断する。そして、その開示を請求されたものは、この検証会議の判断を最大限尊重してもらうようにする。こういう基本原則を考えまして、それで、2.2にそれをややブレークダウンしたものですけれども、まず、これは情報公開とは違うのであって、この検証会議にディスクローズしてもらう、そういう手続であるということが1つ。

それから、その裏側から言いますと、療養所その他の開示請求される側は、検証会議の事業に必要な範囲で情報開示義務を負うというふうに、同じことかもしれませんが、そして、当然のことながら、委員は守秘義務を負うということ。それで、これを最終的に検証会議として公表する場合には、もちろん特定の患者名とか、そういったものは、特定できるような項目といいましょうか、アイデンティファイアといいましょうか、そういうものは絶対つけない。こういうことがもちろん前提だと思います。

それから、この開示については、患者さんや遺族の個別の同意まではもう無理だろうということで、それは求めないというのが前提。それから、このマニュアルができますと、そのマニュアルについては、患者や元患者さん、ないしその自治会の承認を得ることが必要かなと、こういうふうに考えました。

それから、この情報開示請求者の名前はやっぱり検証会議の座長ということになるだろうと思います。ただ、こういうアクションを座長にとってくれということをする人はだれかということになると、検証会議及び検討会の委員がそういう申請をする。ですから、この場合に協力者が 先ほどから出ております協力者をどうするかということについては、そのそれぞれの協力者を所掌している検討会の委員から座長あてに申請をしていただく、こういうのが適当かなと。

さっき申し上げた必要性や相当性の判断、これは個別の判断になりますけれども、全部が全部、これを検証会議でやるというのも大変なことですので、迅速にやらなくちゃいけないケースもありましょうから、とりあえず3つほどのケースに分けて、A、B、Cで、Cケースというのは、これはあまり必要性、相当性に問題がほとんどないようなものは、これは事務局限りで判断していただく。それから、やや問題もあろうかなというものについては、座

長、副座長限りで判断をしていただく。それから、これはなかなか必要性、相当性の問題がありそうだというのについては、検証会議準備会などで判断して、最終的には座長の名前で請求する、こんなことを前回の準備会で議論したということですのでご報告をいたしたい。

以上です。

【内田副座長】 ありがとうございます。座長の指示でございまして、本議題につきましては私のほうで司会をさせていただきたいと思っておりますので、お許しいただきたいと思いません。

準備会での議論をよくおまとめいただきまして、今、光石先生からご提案といいますが、ご説明をいただいたところでございますが、ご質問ございますか。

【宮田委員】 委員の守秘義務のところなんですけれども、基本的にはこの会議は公開の会議なんですよ、検証会議というのは公開の会議。それで、その中で守秘義務というのはどこまでが義務としてかかるのかと。

【光石委員】 まず、この公開と開示というのとちょっと区別していただきたいと。要するに、検証会議に開示してもらうという手続です。ここで言っている守秘義務というのは、患者個人の名前、これはとにかく最終的に公表するときには出さないということは、これは必要じゃないかなということを書いてあるんですが、「公表」と書いてありますから、ここは「公開」と「開示」がちょっと、開示していただいた後、最後に何か公表する場面がございますから、そのときのこととここは違うことが書かれているということです。よろしいですか。公表は開示とはちょっと違う。

【宮田委員】 この場合、例えば資料として出されたものがここにかかったときに、じゃあ、それはどこまでが守秘義務を守らなきゃいけないくて、何かそういう線引きみたいなものはあるんですか。要するに皆さん傍聴して聞いておられるわけですよ。

【内田副座長】 今のご質問は、開示された資料を検討会の先生方が、委員の方々がご研究されて、その研究成果をこの検証会議のところに発表されるときに、どの程度発表の仕方に配慮する必要があるのか、守秘義務というご質問だと思いますけれども、井上先生から。

【井上委員長】 そういうことで言うと、この会の公開と、それから検討会等で研究調査する場合と、これはやはりレベルが違うと思うんですね。この会は公開ですが、それぞれの研究調査しているその過程を公開するという必要はないと思うのです。しかし、そこでは資料開示をしてもらって、特に個人のプライバシー等、保護しなければならない情報について取得するわけですから、今度はそれをこういう公開の場でも出さないですし、あるいは私的

な場でも出さないという意味で守秘義務はかかる。そこは、あとは基準をはっきりするというよりは、やっぱり大原則でそういう個人のプライバシーにかかわる問題については守秘、そしてその義務があるというように解釈して、あと具体的なケースは、ここに3段階に分かれていますから、ここで検討していけばいいのではないかと思います。

【内田副座長】 よろしゅうございますでしょうか。

【酒井委員】 検討会の酒井です。私は資料の収集というところでこの問題にかかわるものですからちょっと伺いたいんですが、1番の資料リストアップ請求ということで、これは請求して、来るものだと思いいなって書いていらっしゃるんですが、現実問題として、リストアップを請求しても、こちらが行って、そこで調査しなければならない場合のほうが多いのではないかと。大上段に振りかざして請求されて、回答が来るとお思いいなってお書きになったのか伺いたい。

【光石委員】 これは請求と書きましたが、実はお願いとするかどうかちょっと考えたんですけれども、ただ、これは少なくともこの2のほうの申請の便宜ということもまずあるわけですね。だから、まずは協力してもらおうと。全然協力してくれないところもあるかもしれませんが、それはばらばらかもしれません。ですから、いわば前座を務めてもらうというところもあります。だから、できれば出してほしいと思っていますけれども、何らかの理由で開示できない、リストアップはできないというところが出てくるかもしれません。だけど、それはその都度、この検証会議で議論すればいいかなと。

【酒井委員】 実際に我々、調査に歩いておりますと、結局、それぞれの場所に人がいないんですね。それで、リストアップをお願いしても、物はあるけれども、こちらが調査に行かなければリストアップができないという状況であるわけです。そういうことに具体的に対応できるようなこういうマニュアルをつくっていただければ、例えばそのところに人をつけるとか、こういうリストアップするために検証会議、検討会には協力者をつけるとか、費用を設けるとかいうふうにやっていただかないと、これは絵にかいたおもちになってしまうんじゃないかと思うんです。

【光石委員】 そうしますと、酒井委員のおっしゃるのは、このリストアップをやるのを助けるような、もう一つ前の段階のアクションというか、手続みたいのが必要……。

【酒井委員】 いえ、これで結構ですけれども、これだけの文句で向こうへ突きつけて、それで出てくるかといったら、おそらく出てこない。つまり、向こうに言えば、そのとおり「はい、それじゃ、リストアップして、これが回答です」というのは、よほど人員がそろっ

できちっとしているところ以外は無理だと思います。現実問題として、私も今回いろいろなところへ行くわけなんですけれども、そのときには費用と、それから私の協力者が行って、その場で見てやらないとできないわけなんです。

【光石委員】 今おっしゃっているのは、請求先のどのレベルのところでご経験なさったのかわかりませんが、具体的にはリストアップをしてくれたところがあるようですが、現に。

【酒井委員】 いや、ないです。

【光石委員】 私はそういうふうに聞いておりますけれども。

【酒井委員】 そうですか。そういうところは.....。

【光石委員】 現にリストアップをしてくれたそうですが。

【酒井委員】 そういうところもあるかわかりませんが、私は今までないわけです。

【光石委員】 ああ、そうですか。

【酒井委員】 ですから、非常に甘いというふうに思ったんです。

【井上検討会委員長】 よろしいですか、井上ですが、調査をする場合に、ちょっと認識にずれがありますよね。大体、リストができていたら、調査はあまり要らないんですよ。それより現場に行って何があるかわからない状態から始める。そうすると、こういうのがあるねとなって、ああ、これは必要だ、大事な資料だとなるわけですね。最初に欲しい資料をリストアップしてこっちが出して、あるいは向こうにつくってくれというのはあまり現実的ではないなという、そういうご意見だと思うんです。よくわかるんです、調査をやっていますと。なので、そのあたりは、形式的に書いていくとこういうふうになるんですけれども、もう少し弾力的に、例えば療養所の資料保管場所があるんですね。でも、その資料がどこに保管されているかも実はわからないような状態が多いわけですね。そうすると、その資料発掘に行かなきゃならない。そのときに療養所の職員なり、あるいは所長、園長でもいいですけども、一緒に行って、その作業を見守ってもらいながらやるというような、そういうところも認めていただかないとなかなかやりにくいなと。

【内田副座長】 よろしゅうございますでしょうか、酒井先生のご発言と光石先生のご説明と必ずしも食い違ってないと思うんですね。要するに光石先生のご提案は検討班のそれぞれの先生方がご研究に必要な資料を請求するときのルールを一般的にここで確認しておこうというご提案。もう一つは、必ずしも個々の先生方が請求されるというふうに分解できずに、検証会議全体としてすべての先生方がある程度共通の資料というふうに考えるものについて、どういう形で開示をするかについてのルールも一応決めておこうという2つのもの

があるんじゃないか、こういうご提案だと思うんです。その際、酒井先生のほうから、まず全体とする場合にはもう少し詰めたほうがいいんじゃないかというご提案ですので、それを受けてもう少し詰めるということで今後作業を進めていくという形でやっていったらどうかかなと思うんです。

ただ、2つのものが必要だということにつきましては、どなたも多分、ご異論がない。すべての資料、個々の方々の請求だけで処理できるということではなくて、共通のものがやはりあるんじゃないか。それについてはルールが必要だということについてはどなたも異論はなくて、ただ、それを具体的に動かしていくときに、もう少しいろいろなことを考えながら動かしていく必要があるんじゃないかということでのアドバイスというか、ご意見というふうに承らせていただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

【酒井委員】 私、非常にありがたいと思うのは、この相手方に行くときに、検証会議座長の名前で行けるということをご決めていただくことは大変ありがたいことで、これを持っていきまして、そしてそこのところで向こうのご協力を得るという手続の1つの手段として大変ありがたいと思っております。

【内田副座長】 ほかに。

【藤野委員】 今の点なんですけれども、この中で歴史学の専門は私だけなのでちょっと申し上げたいんですが、今までの調査の経験で、行政側にしても、公的な機関に対しても、資料をリストアップしてくれといった場合、まず出てこないのと、それから、こちらで欲しいような資料を出してこないです。今、私はこの検証会議とは別個に富山県で、富山県におけるハンセン病の検証を進めておりまして、県に対してこういう資料調査と開示を要求しています。ようやく県がこの前、資料開示しましたけれども、それははっきり言ってどうでもいいと言っておかしいですけれども、新しい最近の、隔離がほぼ形骸化したというここ10年ぐらいの間の資料、それについてもプライバシーの問題であるからなかなか閲覧できない、そういう状況です。

資料についての調査というのは、向こうに頼んだらまずダメなので、我々が行って発掘しなきゃいけないと思いますので、こういう開示をお願いすることはもちろん当然なんですよけれども、我々が調査をさせていただくという、それを強く要求する要請書があつていいと思うんですね。つまり、我々は個人の研究で行くのではなくて、検証会議、検討会の公的な仕事で行くんだと。それに対しては確かに一般的にはプライバシーにかかわる問題等々あるので、行政側は一般の方には資料を見せない場合もあるわけなんですけれども、この場合に

いてはこういう公的な意味があるんだという形で資料調査に関わらせると、そういうふうな要望書というのをつくっていただきたいと思うんですね。そうしないと、プライバシーの問題ってまず出てきて、一般の民間人には見せないというのが行政の資料、特にこういう問題、出てくると思います。

もう一つは、療養所とかそういうところはいいいんですけれども、県庁、市町村役場等になった場合、まずファイルだけ見てハンセン病関係とわかるようなファイルはありません。いろいろなファイルに資料が分散しています。例えば兵事関係、つまり、戦前ならば徴兵検査等々の関係の中にハンセン病に関するデータが入ってくることがあります。徴兵検査関係の資料のファイルを全部見なければ、そこにハンセン病の資料は出てこないんですね。そういう意味で、そういうことは行政マンに任せてもわかるわけがないので、やはり歴史学者が行かなきゃいけないと思いますので、そういう意味でも資料のリストアップ請求はもちろんですが、我々が資料を探す、それについても許可を求めるといって、そういうレベルの座長からの依頼状がなければできないと思いますので、その点ぜひ、これは体験から申し上げるんですけれども、ご協力いただきたいと思います。

【内田副座長】 ほかにご質問、あるいはご意見 もう既にご意見出ていますが、どうぞ。

【松原委員】 今回のリストアップに関連してなんですが、私が理解しておりましたのは、資料請求に関して2段階、もちろんほとんどこれに対応するんですけれども、1段階のリストアップ請求の問題についてはとにかく、今、酒井先生や藤野先生からご指摘があったように出てこない。むしろ、こういうことをすることによって、出すものは出しましたといって、もう来ないでくださいと言われるのが最悪のケースだと思うんですね。それで、そうしないために、結局、資料請求に関してはこういった一応、公式というか、形式的な形と、また個別に委員が調査する2段階ある。そのことを資料開示の請求が始まる以前に座長名で、こういう関係各所に何らかの形で周知していただく。ですから、藤野先生がおっしゃったようなことを実践していただくということではないかなと私は1つ理解しております。

それからもう1点、補足なんですが、守秘義務に関してです。それで、公表の際に個人が特定できないようにするのは当然のことなんですが、それ以前の資料を扱う段階でもできるだけ個人情報の保護に努める。先ほどこの会議の前に聞き取り調査の関係の班で出た意見なんですが、例えば聞き取りに関しても、なるべく個人が特定できないような資料操作というものを。それぐらい配慮をすべきだということは何らかの形で明示していただきたい。

といいますのは、プライバシーだからという理由で開示を拒否されるというのは十分考えられるわけですし、そういうプライバシーの配慮というのは当然重要なわけです。だから、この検証会議がどれだけの責任を持って、そうした情報管理に配慮してやっているのかということは何らかの形で明示して、こういうただのアカデミックな研究班ではなく、非常に大きな義務、責任を負ったものであるという形を示して、ですから、通常公開されないような資料も開示してほしいというような姿勢、何らかの形で明示化する必要があると思います。

【和泉委員】 和泉ですけれども、この一番最後の2.5のところ、これは例えば事務局限りで判断というんですけれども、この資料は請求してもいいというのを事務局で判断する。これはいいと思うんですけれども、事務局の段階でこれは関係ないから開示しないでいいという判断が出る可能性も考えておられるんですか。

【光石委員】 あまり深く考えていませんで、多分、そうじゃなくて、つまり、事務局でそれはいいでしょう、必要性、相当性が明らかでしょうというのを、あまりそれを一々会議にかけて時間がなくなっちゃうとか、そういうことがあってこういうふうに考えているので、普通は必要性、相当性がないということを事務局限りでやるというのはちょっと考えませんでした。準備会のときの先生方、どういうことであったか、私はそういうふうに思っておりましたが。

【和泉委員】 実際、そういう 私も準備会に入っていて、あのとき見落としたと思うんですけれども、あのときもちょっと例を挙げましたけれども、これは例えば最近の治療についてのカルテを見せるなんていうのは、この事業の検証には私はなじまないと思ったんですね。だれが見ても明らかだというのはちょっと言い過ぎかもしれませんが、そういう資料の開示が来たときに、これは事務局の判断で、これは不適當だと思いますけれどもというふうに言っても構わないんでしょうけれども、そのときには次の段階で、それでは例えば座長の判断に任せますとか、そこまで検討委員のほうは持っていてもいいとか何か、その辺のルールがある程度ははっきりしていないと、私の請求は事務局で断られたということにならないほうがいいと思います。

【光石委員】 私も同感です。それはこの考え方は、ざっくりとこういうふう書いてあるだけですから、もう少し具体的には、これはちょっとという場合には、当然、CというのはBにしたっていいと思いますし、これは大まかにそういうことをやろうということです。

それと、1点、先ほど酒井委員、藤野委員がおっしゃったこと、もっともだと思うので、それで、資料リストアップ請求と書きましたけれども、リストアップするについての調査と

いうんですか、さっき、発掘という言葉をお使いになった、まさにそうなんでしょう。だから、その場合には、資料リスト作成のための調査の請求という、今、言葉はどうでもいいんですが、調査の請求というのも座長名でやるというふうにしたらどうかなと私は今思っております。

【内田副座長】 いろいろご意見いただいておりますけれども、それ以外に……。

【藤野委員】 今の点とは違うんですが、今実際に、私、資料調査もやっている中で1つ大きな壁にぶつかっているんです。それは今、日本財団がハンセン病資料のデータベース化というのを始めております。そのために日本財団が調査するから一切いじるなというような、そういうことを何度も経験しているんですね。このことについては、日本財団は藤楓協会から委託されてやっているということで、ハンセン病の資料の保存、これは結構なことなんです。それによって我々の検証会議、検討会の調査ができなくなっている面もあるんですね。これについては、こちらデータベース化ということが検討会の課題にも挙がっているんですけども、日本財団が行っているデータベース化という作業と、この検証会議、検討会で行うデータベース化の問題、どこかで調整しないと、同じような作業をやって、それによってこちらの調査ができなくなるということになると思うので、ひとつこのことは早急に座長、あるいは事務局、日本財団側と調整をして、お互いの企画がバッティングしていてもしょうがないわけですから、それから、調査がそれによってできなくなっている状態があるわけなので、早急に打開策を立てていただきたいと思いますが。

【内田副座長】 いかがですか。

【井上検討会委員長】 それは酒井さんのほうで考えていらっしゃることがあるわけですね。

【酒井委員】 現在はもう私は直接日本財団の方に伺っておりますけれども、現実には結構動いていないんです。そういう意味で……。

【藤野委員】 動いていますよ。

【酒井委員】 いえ、動いていないというのは、実質的には、そういう動きはあるんですけども……。

【藤野委員】 いや、もう始まっています。作業は始まっています。

【酒井委員】 ああ、そうですか。

【藤野委員】 私は今、資料調査をやっている中で、もうそういうのにぶつかっていますから、日本財団から、ここは動かすな、いじるなと来ていますから、実際にもう始まってい

ます。

【酒井委員】 私が聞いた事務局ではそういうふうに言っていたものですから、どういうふうな、方針がわかったら教えてとは言っておいたんですけども、まだ伺っていません。

【内田副座長】 今の点につきまして、少し検討会のほうで関係の委員の方々とご検討いただきまして、検証会議としてどういう要望をすればいいのかというのを少し原案をおまとめいただけるという形でよろしいでしょうか。

【井上検討会委員長】 それで、よろしいですか、別の点も触れながらで。

【和泉委員】 日本財団がやっている資料収集というのは、これは日本に限った話ではなくて、私、インドネシアで見せられたんですけども、国際的に失われるハンセン病のすべての資料を国際的に集めようという中の一環なんです。ですから、検証会議の目的とか、そんなこと全然無関係に、放っておいたら飛散するのを世界で集めようというふうなレベルでやっているの、日本だけをどうするかという問題はちょっと別の問題として検証会議の立場をはっきりさせておかないと、とめられないと思います。

【内田副座長】 わかりました。いろいろご意見をいただきましたが、時間の関係がございまして詰まっておりますので、今いろいろいただいた意見を織り込む形でもう少しリファインしたものを次回の検証会議の席にご提案させていただきまして、ご了承を得るというふうにさせていただければと思います。したがって、次回の検証会議までにいろいろご意見、きょう時間の関係でご発言できなかった意見等も事務局のほうにお寄せいただきまして、それを準備会等でもう少し織り込んだ形で次回ご提案をさせていただく。きょう、光石委員からおまとめいただいた方向をさらに発展させていく形で、次回提案させていただくということでご了承いただけますでしょうか。

【井上検討会委員長】 1つは、そういうことでよろしいんですが、検討会の委員の皆さんには、調査のリストアップまでいなくても、こんな資料が欲しいというような要望事項で結構ですから、それを挙げていただいて、それで1つ材料をつくって整理もしたいと思います。既に並里さんから詳細なメモも来ていますので、これは改めてお願いをして、今のところわかっている資料と欲しい資料、こんなものが欲しいというような抽象的なレベルでも結構ですから、リストアップしていただきたいと思います。

もう1点は、厚労省のほうと若干話もしてきましたので、それだけお話ししておいたほうがいいと思うのですが、厚労省の考え方は、要するに原則的には公開するということだけれども、プライバシーの保護に配慮しなければならないということで、基本的には情報公開法

に乗るんだけど、しかし、そうそこで運用してしまうと、この検証会議の活動が縛られてしまうということで、例えばカルテの開示等について検討をして、特に法的な問題がいろいろあるようで、それをクリアするためにも検討しなければならないということです。検証会議と厚労省の間での、いわば折衝をして具体的なルールづくりをしていく必要があると思います。

【金平座長】 それでは、私がまた司会をさせていただきます。きょうは5時までということでございましたのにちょっと遅くなってしまって、まことに申しわけございません。それで、この件につきましては、今、井上委員長からも話が出ましたし、私も厚労省等お話を伺っておりますけれども、資料開示についてはこの委託の契約の中で厚労省も検証会議が必要とするものについては、プライバシーの保護に配慮しながらも関係資料を原則として公開するという事も記されておりますので、そういう中で特にカルテの問題などというプライバシーの関係も含めて、今、井上先生がおっしゃった法的な問題も含めて、厚労省のほうでもなおかつ早急にご検討いただきたいと思います。私どものほうも、今、いろいろ出た意見をまとめながらさらに、もちろんこれはもう調査が始まっているわけでございますから、これまた光石委員がこの間まとめてくださいましたから、さらにまとめていただくことになるでしょうか。というか、お願いしてよろしゅうございますか。

実は、先ほど準備会に参加した名前を申し上げたときに和泉委員のお名前が漏れてしまって、すみませんでした。前回、和泉委員もご参加くださいました。

また、いずれにいたしましても、きょう出たご意見も踏まえまして、次回以降どうするかということについて準備会でも検討してまいります。

それでは、最後に残っている問題が今後のスケジュールでございますので、これは事務局からお願いします。

【佐藤委員】 申しわけありませんが……。

【金平座長】 今の点でございますか。

【佐藤委員】 はい。お尋ねしたいのでございますが、例えばこういうふうにはリストアップの請求であるとか、マニュアルの作成について伺いたい点であるとか、あるいはご考慮いただきたい点についてご連絡申し上げたい場合に、窓口をはっきりさせていただきたいと思うのでございます。

【金平座長】 今さっき、井上委員とおっしゃったけれども、どうでしょうかね。いいですか。じゃあ、準備会というので少し検討しますけれども、この問題に関しては光石委員

に今回まとめていただいておりますので、この問題に関しては光石委員にご連絡いただい
あ、事務局にしましょうか。

【佐藤委員】 連絡先をはっきりさせておいていただければ。

【金平座長】 事務局にいたします。事務局、よろしくお願いします。そのほかのことも
みんな事務局を通してやりたいと思いますので。実際やってみると、皆さんつかまらないと
いうか、なかなか連絡というのは難しいものがございますけれども、何とか大世帯ですが、
連絡を密にしてスムーズにいくように努力したいと思います。それでは、今の点はよろし
うございますね。じゃ、お願いします。

【加納（事務局）】 では、今後のスケジュールについて事務局から若干ご報告させてい
ただきます。

検証会議につきましては、第5回検証会議を栗生楽泉園で1月15日、16日で現在予定
をしております。スケジュールの詳細については確定次第、委員の皆様方にはお知らせいた
しますし、財団のホームページのほうにも適宜アップをしてお知らせをしていきたいと思
いますので、そちらのほうもご参照ください。

また、それ以降の日程についてですが、2月及び3月に中間報告書のまとめに向けた合同
会議、検証会議と検討会の合同会議を予定しております。検討会の日程のほうですが、現在、
前回候補を募らせていただいた中で、1月17日の午前10時から12時を会議の日程とい
うふうに予定を立てさせていただきたいと思っております。ですから、検討会のほうは1月
17日の次の会議というのが、2月、3月ともに検証会議との合同会議になる予定です。本
日、委員のお手元には合同会議についての日程の候補日を差し上げておりますので、そち
らのほう調整させていただいて、2月、3月の日程も早急に確定をしていきたいと思っ
ております。

以上、事務局から日程についてご報告させていただきました。特になければ座長のほうで。

【金平座長】 それでは、12分を過ぎてしまいまして、まことに申しわけございません
でした。

なお、もう一つ座長としておわびしなくてはいけないのは、前回、第3回の会議を大島青
松園でやりまして、そのときにも何人かの方から聞き取りをさせていただきましたが、伺っ
ただけじゃなくて、その後、委員相互にお話ししたほうがいいという、そのときもご意見が
出まして、当日も委員相互に話し合いを持ったのでございます。ですから、私、きょうもせ
っかく貴重なお話をほんとうに一生懸命お話しくささいましたので、できたらやはり委員相

互でそれについて話をすべきだと思っていたのでございますけれども、きょうは後で決めなくちゃならないこういう問題もいろいろございまして、持つことができませんでした。また次回以降、そういうことがきちっとできるように運営を努力していきたいと思っております。

それでは、本日は長い時間、どうもありがとうございました。

了